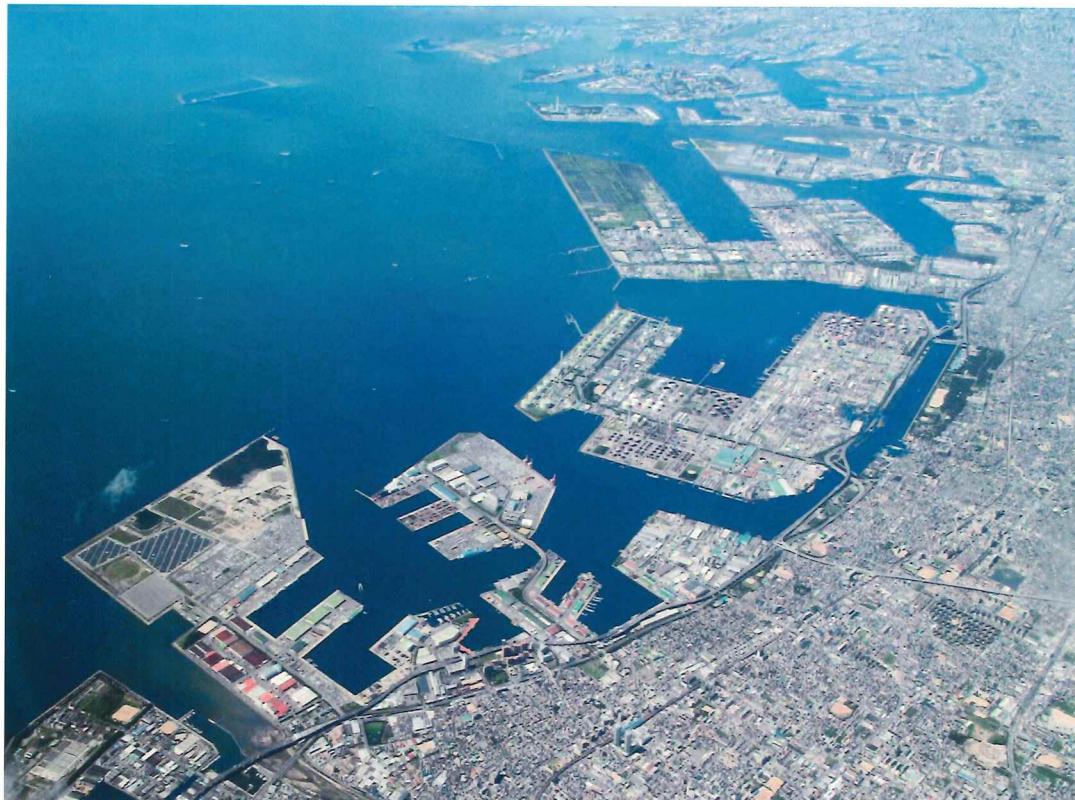


# 会報

第 13 号



公益社団法人 神戸海難防止研究会

THE KOBE MARINE CASUALTY PREVENTION INSTITUTE

表紙写真

堺泉北港の空撮

第五管区海上保安本部  
関西空港海上保安航空基地 提供

## 目 次

### 第28回 月 例 会 概 要

(1) 事業経過報告等.....	1
(2) 講演 「A I S航路標識と経路指定」 第五管区海上保安本部 交通部安全課 専門官 川 島 達 也 氏	

### 第29回 月 例 会 概 要

(1) 事業経過報告等.....	5
(2) 講演 「備讃瀬戸のいかなご漁と航行安全」 神戸大学 名誉教授 鈴 木 三 郎 氏	

### 事 業 報 告

平成27年度 第1回船積危険品研究委員会.....	17
平成26年度 明石海峡航行操船への津波の影響に関する調査研究第3回委員会.....	23
平成27年度 第2回船積危険品研究委員会.....	25
平成27年度 近畿・四国地方海難防止協調運動推進連絡会議.....	35
平成27年度 第3回船積危険品研究委員会.....	43

### 会 業 報 告

第28回業務運営会議.....	51
第29回業務運営会議.....	53
第10回理事会.....	54
第4回総会 .....	57
第11回理事会.....	61

事務日誌抄.....	63
------------	----

お知らせ.....	64
海の事故ゼロキャンペーン	



## 第28回 月 例 会 概 要

- 1 日 時 平成27年4月28日(火)15:00～16:15  
2 場 所 神戸市立 こうべまちづくり会館 2階ホール  
3 出 席 者 33名  
4 概 要

(1) 事業経過報告等

山本専務理事から事業報告及び会務報告が行われた。

(2) 講 演

第五管区海上保安本部 交通部安全課専門官 川島 達也 氏により  
「A I S 航路標識と経路指定」と題し、講演が行われた。

## 《第28回月例会講演資料》

### 「AIS航路標識と経路指定」

講師 第五管区海上保安本部

交通部安全課 専門官 川島達也 氏

**AIS航路標識とは？**

- 「AIS航路標識」とは？
 

平成26年5月、IMOの海上安全委員会(MSC)において承認された「航路標識AISの使用に関する基本方針」では、次のように定義されている。

「AISによって送信され、船舶に搭載された機器等に表示される、船舶の位置付けられたデジタル航路標識。」

注：船舶自動識別装置(AIS:Automatic Identification System)
- 航路標識法において「航路標識」とは、
 

イ 灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により  
ロ 船舶の指標とするための  
ハ 灯台、灯標、・・・ 無線方位信号等その他の「施設」をいう。  
とあり、シンボルそのものは位置付けられていない。

※航路標識施設規則(H25.8改正)  
「AIS信号所」とは、AIS信号の提供を行う電波測定施設

**AIS航路標識の国際動向**

- IMO、IALA等の検討・勧告
  - ・平成15年11月 IALA勧告(A-126)により、AISを航路標識として利用するための方針等が取りまとめられ、その後、AIS航路標識の使用方法に係る複数の勧告等(O-143、カーディライン1081等)が行われた。
  - ・平成16年12月 IMO MSC.192にて、航海用レーダーの性能基準が改正され、AIS航路標識日シンボルが規定された。
  - ・平成26年5月 AIS航路標識の基本方針及び表示する際の新シンボルが、IMOの海上安全委員会(MSC.93)において承認された。

【新シンボル(抜粋)】

リアル	◆
シンセ	◇
バーチャル	◆

※新シンボルについては、現行航海用レーダーでは表示されない。

**AIS航路標識と経路指定**

JCG 第五管区海上保安本部 交通部安全課

The diagram illustrates the VDU screen displaying various AIS data. Labels include 'AIS航路標識 (リアル)' (Real AIS route marking), 'AIS航路標識 (シンセ)' (Synthetic AIS route marking), 'AIS航路標識 (バーチャル)' (Virtual AIS route marking), and 'AIS航路標識 (バーチャル)'. Other labels on the screen include 'リアル', 'シンセ', 'バーチャル', 'AIS信号所', 'AIS情報センター', and 'AIS船団'.

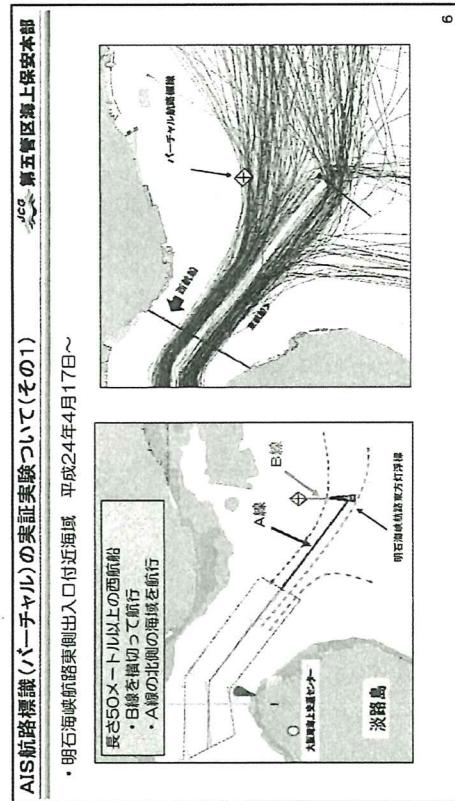
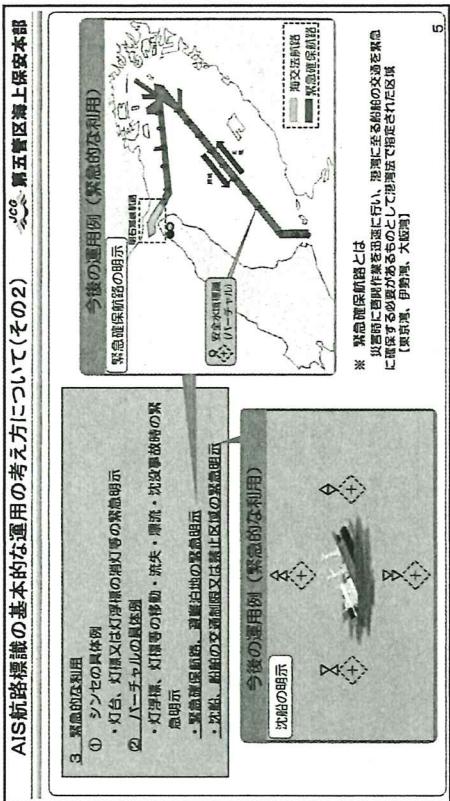
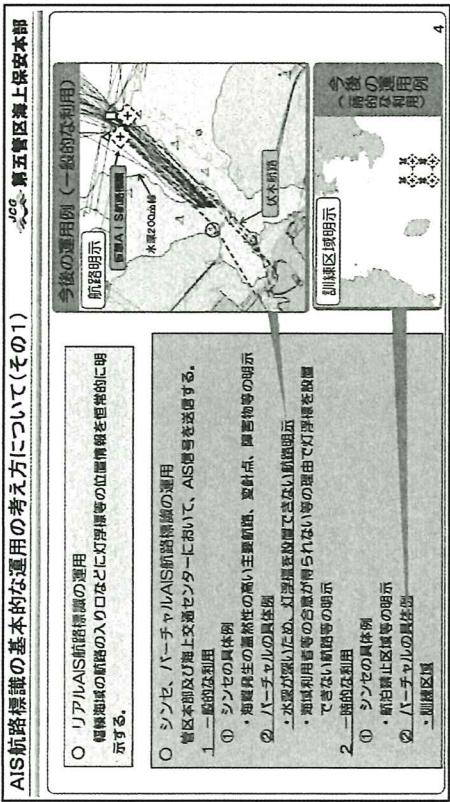
**AIS航路標識の表示の種類**

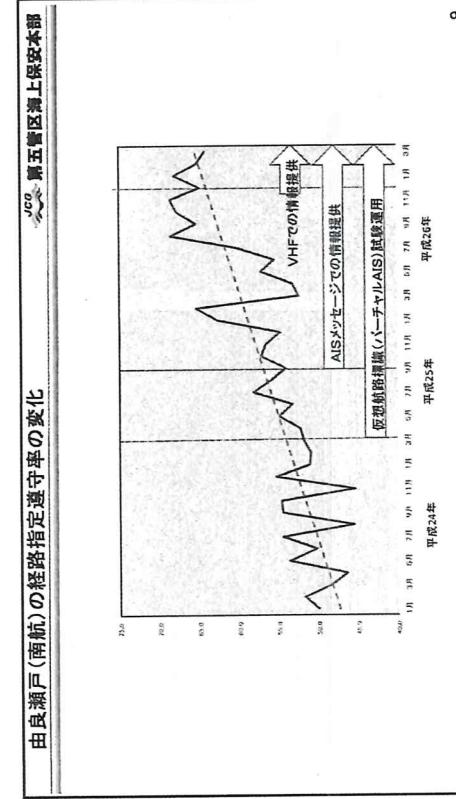
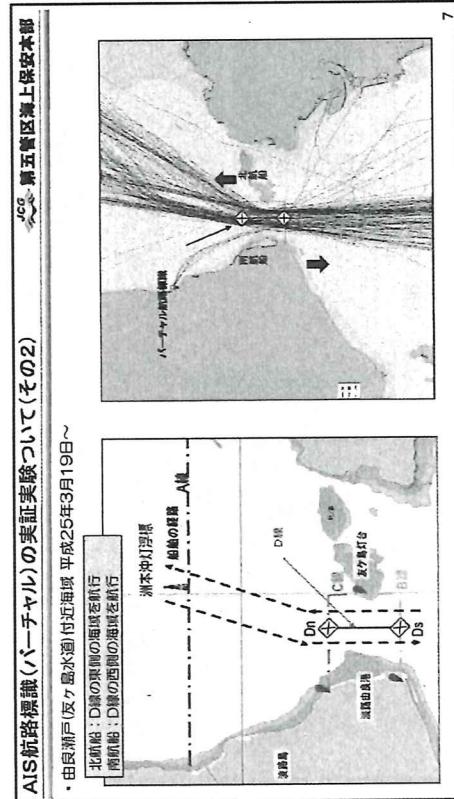
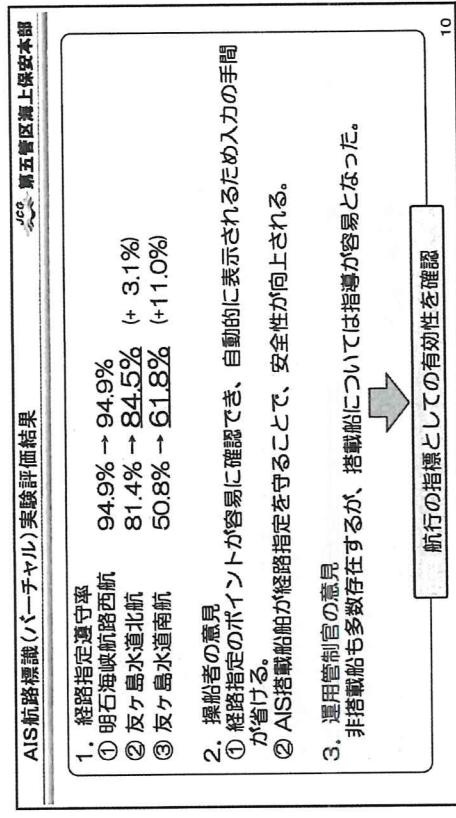
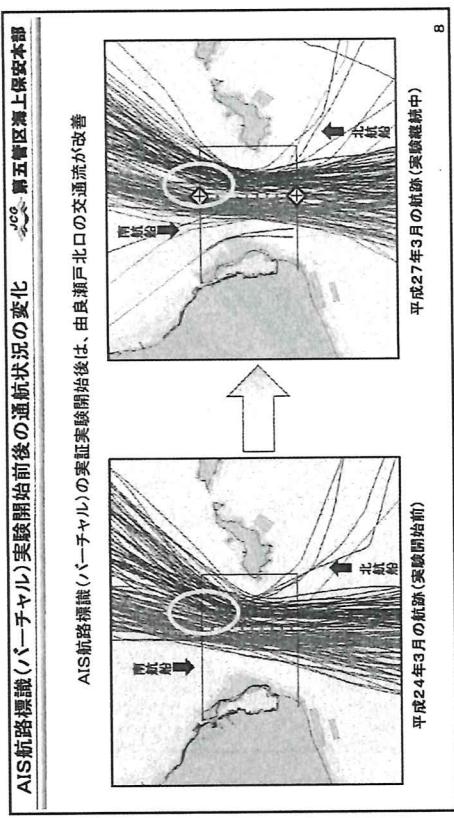
The diagram shows a VDU screen with labels for different types of AIS route markings. It includes a legend for '新シンボル' (New Symbols) and '仮想AIS航路標識 (Virtual)' markings. Labels on the screen include 'AIS航路標識 (リアル)', 'AIS航路標識 (シンセ)', 'AIS航路標識 (バーチャル)', 'AIS航路標識 (バーチャル)', 'AIS信号所', 'AIS情報センター', and 'AIS船団'.

【新シンボル(抜粋)】

リアル	◆
シンセ	◇
バーチャル	◆

2





## 第29回 月 例 会 概 要

- 1 日 時 平成27年5月19日(火)15:00～16:15
- 2 場 所 神戸市立 こうべまちづくり会館 2階ホール
- 3 出 席 者 36名
- 4 概 要

### (1) 事業経過報告等

山本専務理事から事業報告及び会務報告が行われた。

### (2) 講 演

神戸大学名誉教授 鈴木 三郎 氏により「備讃瀬戸のいかなご漁と航行安全」と題し、講演が行われた。

## 《第29回月例会講演資料》

### 「備讃瀬戸のいかなご漁と航行安全」

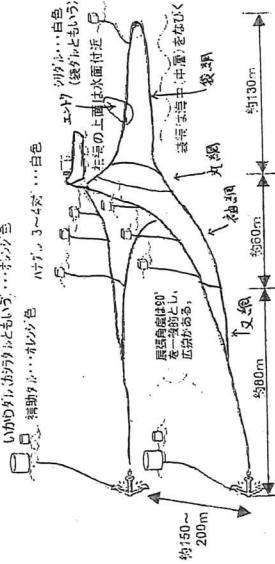
講師 神戸大学

名誉教授 鈴木三郎 氏

#### 1. いかなごの生態

- 1.2月～1月：ふ化  
～6月：浮遊・遊泳期（潮流に乗って移動する）  
2月～6月：しんご漁（関西方面 春を告げる魚 いかなごの鉤糸）  
7月：夏眠開始（海底の砂に潜んで生活）  
10月：成熟魚となる  
11月：夏眠終了、潮1歳から産卵する  
1月～2月：ふるせ（鮭魚）漁  
瀬戸内海での寿命は2～3年

#### 2. 備讃瀬戸のいかなご漁（いかなご込瀬；いかなご袋待ち網漁法）



いかなご → いかなご科の魚種  
(成魚；めろうど、おおなご、かまます等 種魚；シンユ、こうなご等)

こませ網 発祥と伝来  
明石（本崎）（明治86年ごろ）→鳴門（大正初期）→香川県（鹿治）（大正7年）

現在；備讃瀬戸海域  
こませ網の統計数（香川県）  
大正15年 23網、昭和17年 約80網、昭和26年 254網（ヒーハーとなる）、昭和50年代 100網、昭和60年代 80網  
現在 香川県60網（岡山県8網；合計68網）

平成27年5月19日  
神戸海難防止研究会・月例会  
神戸大学名誉教授 鈴木三郎

#### 備讃瀬戸のいかなご漁と航行安全

##### 1. いかなごの生態

##### 2. 備讃瀬戸のいかなご漁

##### 3. 渔業制度上の分類

##### 4. 昭和40年以降、海交法制定までの大海難（日本）

##### 5. こませ網と海上交通安全法

##### 6. 法定航路周辺の主要操業状況

##### 7. こませ網操業状況参考図

##### 8. 備讃瀬戸海域における航行安全上の課題解決に向けて

##### 9. 渔業者と船舶運航者（海運）の話合い

##### 10. こませ網漁業操業中の安全対策

##### 11. 終わりに

参考 こませカレンダー（抜粋）

こませい船舶の大きさ  
S.30年代 3ト（10名前後） S.40年代 3～5ト（乗組み員 3名） 現在 10～20ト（乗組み員 3名）

漁獲高（香川県）  
S.40～50年代 1万～2万トン ピーク時；S.51年 2万1千トン  
現在 700トン前後

備讃瀬戸（東）通航船舶数（1日）  
ピーア 昭49年 1,751 昭50年代 1,500 昭60年代 1,200  
平10年代 1,100～900 平20年代 800弱

### 3. 渔業制度上の分類

漁業（水産動植物を採捕し、又は養殖する事業）

漁業漁業（漁業権に基づき営む漁業；定置網漁業、共同漁業、区画漁業）

許可漁業（許可を受けて営む漁業）

大臣許可漁業（農林水産大臣が許可又は承認する漁業）

指定漁業（政令で定められた16種類の漁業）

承認漁業（農林水産省によって定められた漁業）

知事許可漁業（知事法により国が統一的に規制できる漁業）

調整規則による知事許可漁業（各県漁業調整規則により定められた漁業）

法定知事許可漁業；領内内海漁船ひき網漁業、小型漁船ひき網漁業、中型まき網漁業  
調整規則による知事許可漁業；2.1種類

小型まき網漁業（5t以下満の漁船）；漁業の種類 現在なし  
機械船ひき網漁業（5t以上満の動力船）；イワシの機械船引網、2艘さより漁船引網

地中引網漁業；千曳網、動力付きいわし地引網  
袋まち網漁業；いかなご込漁、餌料いわし汎漁、いか、魚、まながつお等（五種類）

ごち網

さし網漁業（固定式を除く）；さわら流しさし網、まながつお流し刺し網、まながつお等  
固定式刺し網漁業；冲建てあみ、えび建て網  
以下省略

いかなご込網漁業の制限又は条件（香川県知事許可内容から抜粋）  
① 漁業漁船では、その漁業の妨害をしてはならない。  
② いかなご以外の魚種を目的として操業してはならない。  
③ 日没から日出まで操業してはならない。  
④ 関係漁業者と協定のうえ操業すること。  
⑤ たこづぼならぬ漁業者と協定のうえ操業すること。  
⑥ 航路筋、港域では船舶の航行、通行を防げてはならない。

- ⑦ 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- ⑧ 渔業調整上必要がある時は、更に制限又は条件を追加することがある。

許可期間3年、ほほ申請通り更新している。

操業期間（平成27年）：12月を除きほほ道年にわたって操業する。

（香川県、施治地区）

いかなごましませ網 2月1日～6月30日 飼料いわし込ませ網 7月1日～7月30日

魚こましませ網 7月1日～11月30日

（高松地区、香西、下笠田地区）

いかなごましませ網 1月15日～6月30日 小型いかこましませ網 4月20日～6月20日

小型まながつお込ませ網 6月21日～9月1日

### 4. 昭和40年以後、海交法制定までの大海難（日本）

昭和40年代 船の大型化、高速化、危險物積載船の増加、カーフェリー網の拡大  
→ 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海（大阪湾を含む）の船舶交通事故の個様化が著しくなる  
交通規則として、海上衝突予防法、港則法、特定水域航行令、では対応できない。  
新法制定の必要

昭和40年5月23日午前7時10分 大型油送船 ヘイムバート号（35,365トン、長さ233m）  
室蘭港 日本石油精製所原油栈橋 術原油流出・その後倒りボート海難丸の火氣が引火爆発・炎  
上 27日間炎上 10名死亡

昭和40年8月5日 午前8時55分頃 油送船海難丸 爆発・火災 ベルシャ湾ラス・アル・カフジ港  
33,144DW 全長202m 原油積み込み中

昭和41年1月29日 午後8時5分 銀光丸・テキサダ号衝突・火災 紀伊水道日ノ御崎北東方  
銀光丸（34,318GT、全長199m）油送船 原油流出・炎上 船体焼損 負傷者多数

テキサダ号 (35,000GT、全長 236m) 鉱石運搬船 船首部損傷・一部火災

昭和 42 年 3 月 12 日 午前 4 時 26 分頃 横岸丸・北扇丸 衝突 潟戸内海伊予灘 愛媛県長浜沖  
根岸丸；原油タンカー (64,083GT) 船首部ヘンドリ封鎖  
北扇丸；セメント運搬船 (541t) 暫時に沈没・10名死亡・行方不明

昭和 43 年 3 月 27 日 トリー・キャニオン号座礁 ドーバー海峡

昭和 44 年 1 月 5 日午前 11 時頃 鉱石専用船 ぱりはあ丸 (33,768t) 沈没

昭和 45 年 1月 ソフィア・ババス号 (12,369GT) 野島崎東南東 600 マイル 船体折損・沈没

2月 アントニオデマス号 (15,977GT) 野島崎東方 1,000 マイル 浸水・沈没

2月 カリフォルニア丸 (34,001GT) 野島崎東方 200 マイル 船首部破損・浸水・沈没

昭和 45 年 11 月 28 日 午後 3 時 18 分 ていむぎ丸 (77,541DW) 東京湾周島沖  
爆発・火災 (約 12 時間) 4 名行方不明、24 名負傷

昭和 46 年 11 月 30 日 午後 4 時 50 分 ジュリアーナ号 新潟日和山沖 底礁・切断・原油流出  
19,124DW 原油 6,500 トン流出

## 5. 込ませ網と海上交通安全法

◎明治 25 年 海上衝突予防規則

◎昭和 4 年 内海水道規則

◎昭和 28 年 海上衝突予防法 (明治 25 年海上衝突予防規則を廃止)

◎昭和 28 年 特定水域航行令 (内海水道規則を廃止)

◎昭和 48 年 施行 海上交通安全法 (特定水域航行令を廃止、部分改正を経ながら現在に至る)

◎昭和 58 年 施行 海上衝突予防法 (昭和 28 年海上衝突予防法を全部改正、部分改正を経ながら現在に至る)

海交法 : 渔業に從事している船舶

海交法第 2 条第 3 項 [海上衝突予防法第 3 条第 4 項に規定する当該用語の意義による。]

→ 予防法上の意義となる。「船舶の操縦性能を有する制限する構造、なわその他の漁具を用いて漁労をしている船舶（機械性能制限船に該当するものを除く）」

こまませ網漁船の動態

① 抜網中：抜網ポイントより順次網を投下して、定位に至るまで 約 1.5 分

② 定置中：潮の流れが弱くなるまで 約 3 時間～4 時間

③ 掲網中：定位より網を引き揚げ始め、網を揚げ、魚を船内に取り込むまで 約 20 分

① と③は明らかに網を引き回している最中であり、また袋網・夙網を海面より引揚げ中であることより漁労に従事していると言える。

② は、舗で係止めている網の袋口の岩吊網の上部ロープに、漁船をもやつしている状態であり、通常漁船は機関を停止し、見張り員を休憩している。もやい索は数秒で切り離すことができる。従って 漁労に従事しているとは言えない。

海交法第 10 条 「船舶は、航路においては、锚泊（锚泊をしている船舶に対する係留を含む）をしてはならない、ただし、海難を避けるため又は人命もしくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由がある時は、この限りでない。」

→ こまませ網漁船は、本条の適用を受けることとなる。

海交法第 30 条（航路及びその周辺の海域における工事等）

「次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。」

一、航路又はその周辺の区域で定める海域において工事又は作業をしようとする者  
二、前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の撤換、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者

海上交通安全法施行規則第 24 条（許可を要しない行為）

法第 30 条第 1 項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 人命又は船舶の急迫した危難を避けるために行なわれる仮工作物の設置その他の応急措置として必要とされる行為

(2) 漁具の設置その他の漁業を行なうために必要とされる行為

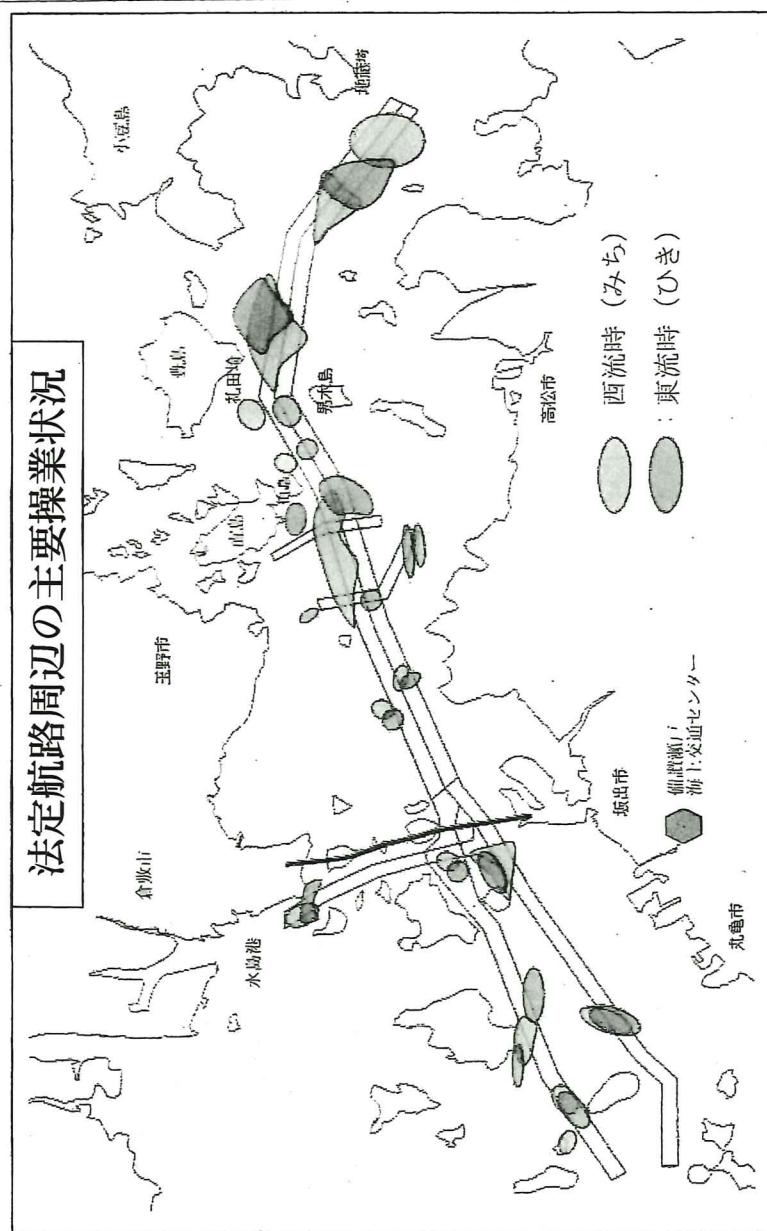
(3) 海面の最高水面からの高さが 65 メートルをこえる空域における行為

(4) 海底下 5 メートルをこえる地下における行為

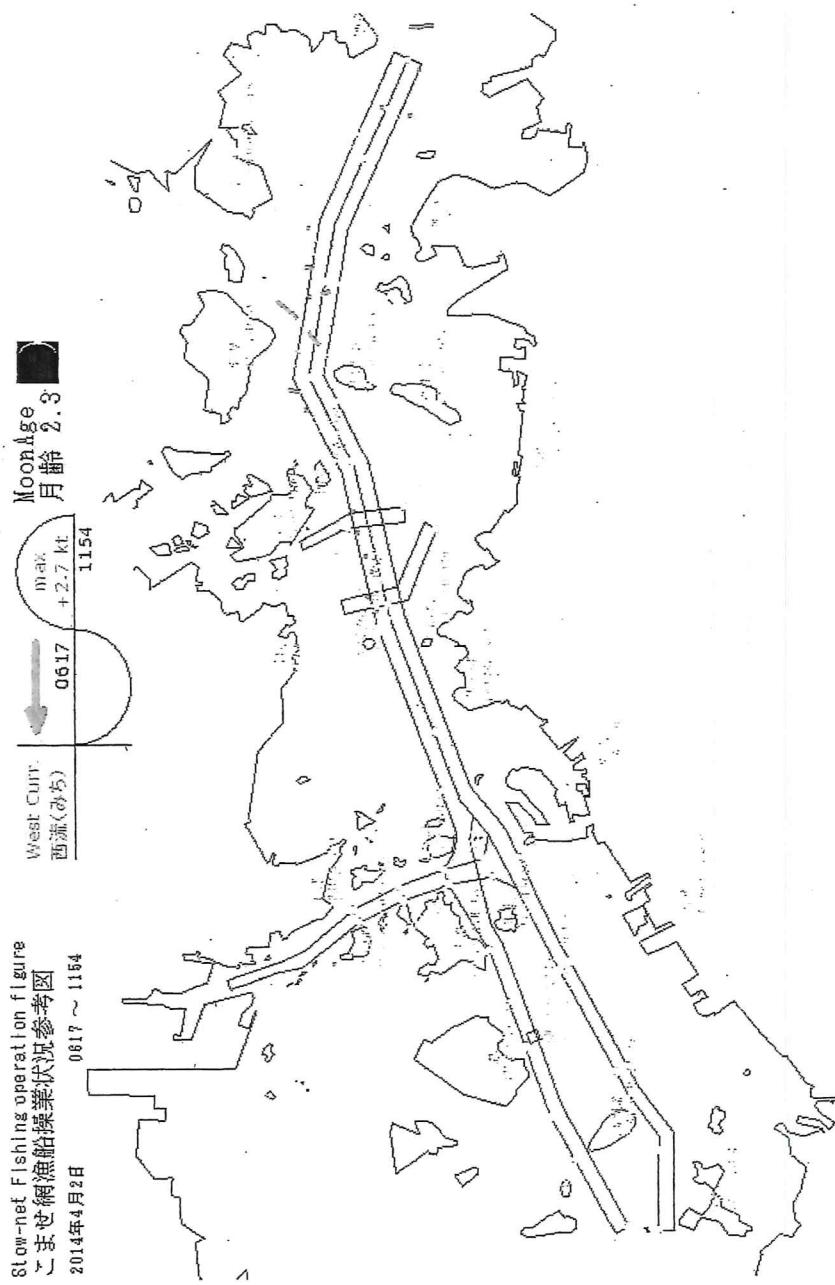
→ 軽易な行為として、認められている。

結果；漁業を行うために必要とされる怪易な行為として認められている。

## 6. 航路周辺の主要操業状況



7. こませ網漁船操業状況参考図



## 8. 備讃瀬戸海域における航行安全上の課題解決に向けて

海上交通安全法成立趣旨における覚書等

S47.5, S47.6 国会忤帝決議

船舶の安全航行と漁業操業との調整が両立しがたい場合に、国の責任において漁業者に対する補償の制度を確立すること

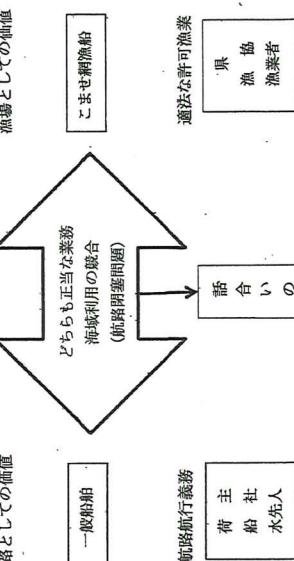
S47.12 海上安全教育審議会の答申

海上が船舶交通と漁業操業の共通の易であること、留意し、漁業操業に対する配慮を行うこと  
巨大船の夜間航行規制、航路における警戒、指導等の体制整備

S48.1 海上保安庁と水産庁との覚書

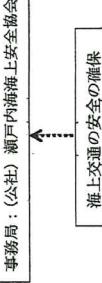
航路内の操業が從前どおり行なうるよう、巨大船通行時間の調整等できる限り所要の措置を取ること

航路としての価値

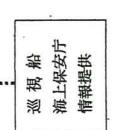


理念：共生互助・互籠・共創

車務局：(公社)瀬戸内海海上安全協会



↑



↑

9

## 9. 業者と船舶運航者（海運）の詫合、

昭和 4 年 1 月 「特別安全対策協議会」及び「同こまさせ網分科会」  
海上交通安全法（以下、「海交法」と呼ぶ。）施行に伴い、海上保安庁長官と水産庁長官により、「航路内におけるこまさせ網漁業については、従前どおり行ない得るよう、巨大船通行時間の調整等できる限りの所用の措置を取ること」

昭和 4 年 7 月 海交法施行  
衆議院・参議院の付帯決議（昭和 4 年 5 月、6 月）要旨

1. 外海漁地からバイオライン網の整備、巨大船に対する規制等の始め（トン数制限）
2. 航線度の増大化により両立しがたい場合において、漁業者に対する補償・生活の保護
3. 対漁船事故や油害による損害を救済する制度の確立。
4. 旅客船の安全強化
5. 内海漁業の保護、振興に関する水産政策の確立
6. 海交法の改修、施行に当たつて、関係者の意見を尊重

平成元年 1.0 月 「備讃瀬戸海上安全座談会」及び「同分科会」  
備讃瀬戸東海域（帆先航面）の安全は、利用する関係者の相互理解を深め、共生互助の理念に基づき、互讐の精神で安全対策を実施する。

（構成；船社・水先人会・香川県漁連・こまさせ漁業者・関係企業・海上保安庁等）  
平成 2 年 2 月 優日本船主協会等の海事七団体による陳情「こまさせ網漁船が航路を開塞し巨大船の航行に危険が生じている！」

同年 12 月、「備讃瀬戸における運賃警戒業務連絡会」（構成；道路警戒船業者等）  
平成 2 年 7 月、「備讃瀬戸海上交通懇談会」（構成；海運関係者等）  
同年 12 月、「備讃瀬戸における運賃警戒業務連絡会」（構成；道路警戒船業者等）

平成 5 年、側日本海沿岸興会の補助事業となり、  
「備讃瀬戸海上安全座談会」は「備讃瀬戸海上安全調査委員会」と名称変更

相互体験乗船を実施、今に至る。  
「備讃瀬戸海上交通懇談会」は、「備讃瀬戸海上交通調査委員会」と名称変更  
「備讃瀬戸における運賃警戒業務連絡会」は、「備讃瀬戸進路警戒業務検討会」と名称変更

平成 21 年 6 月 「備讃瀬戸交通安全調査委員会」  
備讃瀬戸海上安全調査委員会と備讃瀬戸交通調査委員会と備讃瀬戸進路警戒業務検討会の三つを統合し、新設。現在に至る。

## 10. こませ網漁業操業中における安全対策

### I 海運側

- ① 巨大船舶航行予定期制の提供
- ② 薄明・薄霧時の航行 → 接舷海域における制限
- ③ 航路外航行 → 望ましくない迂回航路 → 適切な経路が無い
- ④ 采島漁業への迂回 → 潮流の流速・昼夜による制限
- ⑤ こませ網漁業情報の入手 → 「こませカレンダー」の作成
- ⑥ 進撃警戒船の配備（豊島田端付近、備讃瀬戸航路中央第5号灯浮標付近）
- ⑦ 入航調整（待機、减速航行、スケジュール変更）
- ⑧ 出航調整（待機、スケジュール変更）

### II 漁業側（県・農林水産部）

- ① 捕業情報の提供
- ② 技術方法の申請（地域漁業協同組合から漁業への指導；可航幅、重ね張り）
- ③ 渔具標識の統一（繩タグ・オレンジ・シリアル・ナンバー：白色）
- ④ 捕業期間の短縮 → 捕業開始日、休漁日、漁業終了日、漁業日の拡大
- ⑤ 渔船のレーダーフレクターの設置（一部設置）
- ⑥ いかりタグにレーダーフレクターの取付け → 実用されず
- ⑦ VHFの聴取 → 渔船VHFと国際VHF、直面の問題、電波法上の問題
- ⑧ 渔船 AIS の設置（H27年は完了）、維持管理・免許の更新
- ⑨ 渔況予報の提供

### III 海上保安庁側

- ① 可航幅 300 m確保の指導
- ② 安全操業の指導
- ③ 捕業情報の提供（こませ網漁業状況参考図）時間延滞（120分から 60分）
- ④ 備讃瀬戸海上交通センターの機能強化（ハ・機器・レーダー基地・津波・下津井）
- ⑤ 行き合いで調整区域の設定（宇高交通部、男木島北部、6番～7番ブイ間）
- ⑥ こませ網漁業パンフレット等による周知（日本語、英語、中国語、韓国語）
- ⑦ 電話、ファックス、インターネット
- ⑧ 現場指導・監視（漁船船員の勉強）

今後の対策

- 漁業側：AIS の維持管理、水産資源の保護の立場より自主操業規制の進展、安全意識の高揚
- 海運側：出入港距離の常識化、瀬戸内海における航行船舶の総量規制
- 行政側：行政によるこませカレンダーの作成、水域の開発の規制強化（水産資源を育てる）

### 11. 終わりに

- 「船員の常務として定着化」
- 「過去に目を閉ざす者は未来にも盲目となる」
- 「ドイツのワインセッカーワンダーシュタット」
- 「法による規制を求めるることは自縄自縛となる」

以上

「こまき橋頭」による航路内 可航水域の状況予想  
2015年02月01日～8月31日  
干潮水位、男木島以西ひ以東  
※用語説明: △-○-◎(◎が相対度量)

日付	開	閉	日没	日出	潮	水温	底	瀬戸内海(標準時間)		休漁日			
								最高潮時刻	最低潮時刻	航向	最大流速	男木島以西	田舎
03/17	火	1/27	06:12 18:13	08:08 14:24	3	9.25		06:12~09:08 西	06:58~14:24 西	10:58	1.6		
03/18	水	1/28	08:11 18:14	09:02 15:20	3	9.25		1~24~18:13 西	17:30~1~7 西				
03/19	木	1/29	08:10 18:14	09:49 16:03	3	9.40		06:13~09:02 西	06:55~03:25 西				
03/20	金	2/1	08:08 18:16	10:31 16:50	3	9.60	休	06:02~16:20 西	11:56~2:0 西			△	
03/21	土	2/2	08:07 18:16	11:10 17:30	2	8.60	休	06:10~09:49 西	06:55~1:3 西				
03/22	日	2/3	08:06 18:17	11:47 18:10	2	8.70		08:49~16:00 西	12:45~2:4 西			O	
03/23	月	2/4	08:04 18:17	06:39 12:22	2	9.75		18:05~18:14 西	19:13~2:7 西				
03/24	火	2/5	08:03 13:18	07:19 12:57	2	9.70	休	06:08~11:37 西	06:59~3:0 西				
03/25	水	2/6	08:01 18:19	07:58 13:34	3	9.75		06:07~11:10 西	06:20~3:1 西			O	
03/26	木	2/7	08:00 18:20	08:41 14:13	3	9.65		11:47~16:10 西	14:44~2:8 西			O	
03/27	金	2/8	08:59 18:21	09:30 15:00	休	9.65							
03/28	土	2/9	08:57 18:21	10:36 16:03	休								
03/29	日	2/10	08:55 18:22	11:58 17:27	2	10.00		06:56~11:58 東	08:37~0:9 西				
03/30	月	2/11	08:55 18:28	06:55 13:18	2	10.00		11:58~17:27 西	14:51~0:9 西				
03/31	火	2/12	08:53 18:24	07:52 14:19	3	10.05		06:55~13:18 西	09:55~1:0 西				
								13:18~18:23 西	16:13~1:1 西				
								05:53~07:52 西	06:49~1:5 西				
								07:52~14:19 西	10:54~1:3 西				
								14:13~18:24 西	17:17~1:4 西				



事 業 報 告



## 平成27年度第1回船積危険品研究委員会

1 日 時 平成27年4月14日(火)13:00~15:00

2 場 所 商船三井ビル 4階 会議室

3 出 席 者 別紙のとおり

4 連絡事項

5 議 題

(1) 平成27年度事業計画について

(2) 検討個品について

(3) その他

6 資 料

席上配布

(1) 資 料 平成27年度事業計画について(案)

(2) 検討個品資料 1 修正箇所 2811 ブロマジオロン／1759 セトリミド

2 2811 ブロマジオロン(2回目修正)

3 1759 セトリミド(1回目修正)

データ一覧

4 1993オレンジ油

データ一覧

7 議 事

事務局より出欠状況、資料の確認の後、廣井委員長により議事が進められた。

議題(1)について事務局より説明後、個品の検討に入った。2811 ブロマジオロン(2回目修正)は修正箇所及び全般の確認を行い終了した。1759 セトリミド(1回目修正)は修正箇所の確認を行い引き続き検討を行い終了した。1993 オレンジ油は次回も引き続き検討を行うこととなった。

以 上

## 別 紙

## 出 席 者 名 簿

(順不同・敬称略) [REDACTED] は欠席者

※海防研常任委員

委 員 長	廣 井 正 男	元神戸商船大学教授※
委 員	三 村 治 夫	神戸大学大学院海事科学研究科教授
"	児 玉 正 浩	(一財)海上災害防止センター西日本支所 キソ一化学分析センター長※
"	堤 義 晴	日本郵船(株)関西支店支店長代理※
"	國 友 雄 二	(株)商船三井海上安全部部長代理※ (代 白方 馨 海務監督)
"	慶 松 美 雄	日本沖荷役安全協会神戸支部専務理事・事務局長※
"	山 根 健 次	海上技術安全研究所構造基盤技術系上席研究員
関係官公庁	徳 田 直 之	神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課専門官
"	中 里 均	第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課長 (代 黒瀬 健司 第一災害対策係長)
"	三 宅 光 成	第五管区海上保安本部交通部安全課長 (代 仲田 幸生 海務第二係専門員)
"	重 松 吾 郎	大阪海上保安監部航行安全課長 (代 川北 誠司 第一海務係員)
"	前 田 健 太	神戸海上保安部航行安全課長 (代 田中 崇博 第一海務係員)
事 務 局	伊 藤 雅 之	公益社団法人神戸海難防止研究会常務理事
"	宮 島 照 仁	" 事業部長
"	藤 原 昇	" 事業部長補佐

国連番号  
3283※

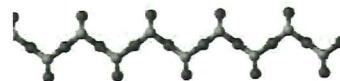
二酸化セレン



SELENIUM DIOXIDE

物質の特定

C A S 番 号 : 7446-08-4



化 学 式 :  $\text{O}_2\text{Se}$  ;  $\text{SeO}_2$

別 名 : Selenium oxide; Selenious anhydride  
(商品名) 酸化セレン; 無水亜セレン酸

化 学 的 分 類 : セレン酸化物

規則名・法規等

[規則名] ※SELENIUM COMPOUND, SOLID, N.O.S. (Selenium dioxide)  
※セレン化合物(固体) (二酸化セレン)

危一規則

分類・等級等: 毒物類(毒物) 6.1 II

副次危険性等級: -

積載場所: 甲板上, 甲板下

コンテナ収納検査: 否 積付検査: 否

IMDG-CODE

分類・等級等: Class 6.1 II

副次危険性等級: -

積載場所: On deck, Under deck

CFR 172. 101

分類・等級等: 6.1 (RQ 10/4.54) II

ラベルコード: 6.1

積載場所: On deck, Under deck

港則法：毒物類（毒物）

荷役許容量：A / 10 B / 250 C1 / 1000 C2 / 4000

海防法：-

消防法：-

**船積上の注意事項**

**荷姿** 危一規則規定によるものであること。

毒物類についての一般的注意事項に従うこと。

**物理／化学的性質**

外観等：白色～少し赤みがかった光沢のある結晶性粉末または針状結晶（注1）

臭：酸っぱい刺激臭

比重又は嵩比重：3.954（15/15°C）

蒸気比重：3.9

融点（°C）：340（封管中）

沸点（°C）：315（昇華）

溶解性：

水：易（注2）

アルコール：可

エーテル：-

（注1）液体は黄色。蒸気は緑色。

（注2）40g/100ml水（20°C）

**用途**

セレン化合物の合成。アルカリイド分析試薬、酸化剤、潤滑油や触媒の酸化防止剤。エッティング浴への添加物。トタン板の着色。医薬品（コルチゾン・ニコチン酸など）の合成。ガラスの着色剤（赤～深いルビー色）あるいは脱色剤（青色を無色に）。

## 化 学 的 危 険 性

腐 食 性 :

人 : あり

金 属 : あり

木 材 : なし

酸 化 性 : あり

水 / 空 気 / 加熱すると昇華し、有毒な煙霧を発生する。水分により亜セレン酸を生じ酸性を示す。pH 2 (10g/l)

可 燃 性 : なし

引 火 点 (°C) :

発 火 点 (°C) :

爆発限界 (%) :

特 記 事 項 :

E m S F-A, S-A

消 火 剤 :

検 知 法 : 湿らせたpH試験紙 (酸性)

## 人 体 へ の 影 韻

作業環境の 許容濃度 (T L V)	T W A	S T E L	C(上限値)	経皮吸収	発がん性
	セレンおよびセレン化合物 (セレンとして) 0.2 mg/m <sup>3</sup>				

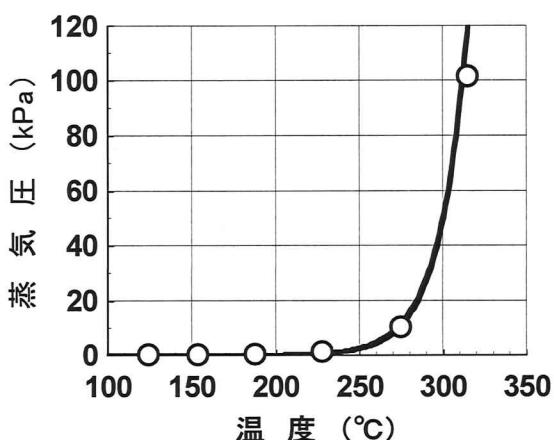
毒 性 : (毒物 : セレン化合物及びこれを含有する製剤) LD<sub>50</sub> 68.1mg/kg (経口ラット)

蒸 気 , 粉 塵 な ど を 吸 入 し た 場 合	気道を刺激する。灼熱感, せき, 息苦しさ, 咽頭痛, 息切れ, 肺水腫を引き起こすことがある。肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現われない場合が多く, 安静を保たないと悪化する。したがって, 安静と経過観察が不可欠である。
飲 み 込 ん だ 場 合	恶心, おう吐, 下痢, 呼気のニンニク臭, 金属味, 頭痛, 眠気, けいれん, 神経麻痺症状, 血管麻痺, 血圧低下, 心筋壊死, 呼吸麻痺, 意識レベルの低下, ショックを起こし, 死亡するおそれがある。
皮 膚 に 付 着 し た 場 合	激しい腐食作用あり。皮膚紅斑, 水疱を伴う火傷, 潰瘍が起こる。爪の縁に入り込むと耐えられない痛みを起こす。反復または長期の接触により, 感作性とアレルギー反応を起こすおそれがある。
眼 に 入 つ た 場 合	刺激し, アレルギー反応であるローズアイ (結膜充血) を起こす。痛み, 瞼浮腫, 結膜炎, 角膜壊死が起こる。

## 救急処置

蒸気、粉塵などを吸入した場合	直ちに新鮮な空気の場所に移し、うがいをさせ、保温安静に努める。要すれば、バッグマスクなどの器具を用いる人工呼吸、酸素吸入を行う。医師の手当を受ける。
飲み込んだ場合	口をすすぐ。意識がない場合は何も与えないこと。30gの硫酸マグネシウムを水に溶かして飲ませ、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	最初の除染が重要である。直ちに汚染された衣服を取り除き、多量の水で洗い流す。
眼に入った場合	直ちに流水で十分に洗った後、医師の手当を受ける。
漏洩した場合	破損個所をシールし、粉塵をたてないように密閉容器に回収する。（注3）
保護器具	防塵マスク、保護衣、保護メガネ、保護手袋、保護長靴

(注3) 水生生物に対して極めて有毒で長期間持続するので、環境への放出は避けること。



二酸化セレンの蒸気圧曲線  
(Handbook of CHEMISTRY and PHYSICS on CD-ROM Version 2011, CRC Press のデータによる。)

## 平成 26 年度 明石海峡航行操船への津波の影響に関する調査研究 第 3 回委員会

1 日 時 平成 27 年 4 月 27 日 (月) 13:25 ~ 15:00

2 場 所 ラッセホール 地下 1 階 リリーの間

3 出 席 者 別紙のとおり

4 議 題

- (1) シミュレーション結果の比較・評価について
- (2) 対象船型及び航路航行船舶全体における津波の影響の総合評価について
- (3) 報告書構成について

5 資 料

- (1) 検討資料委 3-1 シミュレーション結果の比較・評価 (案)
- (2) 検討資料委 3-2 対象船型及び航路航行船舶全体における津波の影響の総合評価 (案)
- (3) 参考資料 一第 1 回・第 2 回委員会修正資料一

席上配布資料

- (1) 席上配布資料 1 検討資料委 3-1 全部差し替え
- (2) 席上配布資料 2 検討資料委 3-2 全部差し替え
- (3) 席上配布資料 3 検討資料委 3-3 報告書構成 (案)

6 議 事

事務局により出席者の紹介、資料の確認後、長澤 明委員長により議事が進められた。

7 審議結果

提示された検討資料は、委員会において出た意見、指摘等を盛り込み、一部文言の修正することを前提に了承された。

以 上

## 別 紙

## 出 席 者 名 簿

(順不同・敬称略) [ ] は欠席者

※海防研常任委員

委 員 長	長 澤 明	海上保安大学校名誉教授※
委 員	岩 瀬 潔	海技大学校教授※
〃	世 良 亘	神戸大学大学院海事科学研究科准教授※
〃	山 田 登	内海水先区水先人会会长※
〃	今 画 邦 彦	(一社)日本船長協会技術顧問※
〃	加 藤 琢 二	神戸旅客船協会会长 (代 山内 昭二 ジャンボフェリー(株)船長)
〃	堤 義 晴	日本郵船(株)関西支店支店長代理※
〃	國 友 雄 二	(株)商船三井海上安全部長代理※
〃	松 島 豊	川崎汽船(株)関西支店副支店長※
関係官公序	犬 藤 学	第五管区海上保安本部交通部長 (同席 加藤 一也 安全課専門員)
〃	平 出 昭 夫	第五管区海上保安本部海洋情報部長 (同席 泉 紀明 海洋調査課長)
〃	徳 永 裕 之	神戸海上保安部長(代 松本 勇 次長) (同席 八幡 恭典 航行安全課専門官)
〃	田 上 明 彦	大阪湾海上交通センター所長 (代 草野 廣之 センターチ長) (同席 新富 敏隆 運用管制課長)
〃	田 中 曜	神戸運輸監理部海上安全環境部長
事 務 局	赤 岡 隆 夫	(公社)神戸海難防止研究会会长
〃	山 本 幸 典	〃 専務理事
〃	伊 藤 雅 之	〃 常務理事
〃	宮 島 照 仁	〃 事業部長
〃	藤 原 升	〃 事業部長補佐
〃	國 安 政 幸	(株)MOLマリン 関西事務所長
〃	豊 島 伸 匠	〃 主任研究員

## 平成27年度第2回船積危険品研究委員会

1 日 時 平成27年5月12日(火)13:00~15:00

2 場 所 商船三井ビル 4階 会議室

3 出 席 者 別紙のとおり

4 連絡事項

5 議 題

(1) 検討個品について

(2) その他

6 資 料

席上配布

(1) 検討個品資料 1 修正箇所 1759 セトリミド／1993 オレンジ油

2 1759 セトリミド (2回目修正)

3 1993 オレンジ油 (1回目修正)

データ一覧

4 2922 オクチリノン

データ一覧

7 議 事

事務局より出欠状況、資料の確認の後、廣井委員長により議事が進められ個品の検討に入った。1759 セトリミド (2回目修正) は修正箇所及び全般の確認を行い終了した。1993 オレンジ油 (1回目修正) は修正箇所の確認を行い引き続き検討を行い終了した。2922 オクチリノンは次回も引き続き検討を行うこととなった。

以 上

## 別 紙

## 出 席 者 名 簿

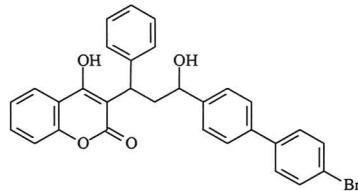
(順不同・敬称略) [ ] は欠席者

※海防研常任委員

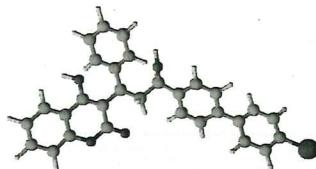
委 員 長	廣 井 正 男	元神戸商船大学教授※
委 員	三 村 治 夫	神戸大学大学院海事科学研究科教授
"	児 玉 正 浩	(一財)海上災害防止センター西日本支所 キソ一化学分析センター長※
"	堤 義 晴	日本郵船(株)関西支店支店長代理※
"	國 友 雄 二	(株)商船三井海上安全部部長代理※ (代 白方 馨 海務監督)
"	慶 松 美 雄	日本沖荷役安全協会神戸支部専務理事・事務局長※ (代 藤原 外喜夫 安全管理部長)
"	山 根 健 次	海上技術安全研究所構造基盤技術系上席研究員
関係官公序	徳 田 直 之	神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課専門官
"	中 里 均	第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課長 (代 西馬 嘉秀 第二災害対策係長)
"	三 宅 光 成	第五管区海上保安本部交通部安全課長 (代 仲田 幸生 海務第二係専門員)
"	重 松 吾 郎	大阪海上保安監部航行安全課長
"	前 田 健 太	神戸海上保安部航行安全課長 (代 田中 崇博 第一海務係員)
事 務 局	宮 島 照 仁	公益社団法人神戸海難防止研究会事業部長
"	藤 原 升	" 事業部長補佐

国連番号  
2811※

プロマジオロン



BROMADIOLONE



物質の特定

C A S 番 号 : 28772-56-7

化 学 式 : C<sub>30</sub>H<sub>23</sub>BrO<sub>4</sub>

別 名 : 3-(3-(4'-Bromo(1,1'-biphenyl)-4-yl)3-hydroxy-1-phenylpropyl)-4-hydroxy-2H-1-benzopyran-2-one; 3-(a-(p-(p-Bromophenyl)-b-hydroxyphenylethyl)benzyl)-4-hydroxycoumarin  
(商品名)  
3-(3-(4'-ブロモ(1,1'-ビフェニル)-4-イル)3-ヒドロキシ-1-フェニルプロピル)-4-ヒドロキシ-2H-1-ベンゾピラノン-2-オン; 3-(a-(p-(p-ブロモフェニル)-b-ヒドロキシフェニルエチル)ベンジル)-4-ヒドロキシクマリン

化 学 的 分 類 : クマリン誘導体

規則名・法規等

[規則名] ※TOXIC SOLID, ORGANIC, N.O.S. (Bromadiolone)

※その他の毒物(有機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)(プロマジオロン)

危一規則

分類・等級等: 毒物類(毒物) 6.1 I

副次危険性等級: -

積載場所: 甲板上, 甲板下

コンテナ収納検査: 否 積付検査: 要(15kg以上)

IMDG-CODE

分類・等級等: Class 6.1 I

副次危険性等級: -

積載場所: On deck, Under deck

CFR 172. 101

分類・等級等: 6.1 I

ラベルコード: 6.1

積載場所: On deck, Under deck

港 則 法 : 毒物類(毒物)

荷役許容量 : A / 10                  B / 250                  C1 / 1000                  C2 / 4000

海 防 法 : -

消 防 法 : -

**船積上の注意事項**

**荷 姿** 危一規則規定によるものであること。

毒物類についての一般的注意事項に従うこと。

**物理／化学的性質**

外 観 等 : 白色～淡黄色粉末

臭 : 無臭

比重又は嵩比重 : 1.454 g/cm<sup>3</sup>

蒸 気 比 重 : 18.3

融 点 (°C) : 198～210

沸 点 (°C) : 723 (分解)

溶 解 性 :

水 : 不(注1)

アルコール : 微

エーテル : 微

(注1) 1.9mg/100ml水(20°C)

**用 途**

殺そ剤

## 化学的危険性

腐食性：

人：なし

金属：なし

木材：なし

酸化性：なし

水／空気／熱分解すると臭化物(Br<sup>-</sup>)を含む有毒な煙霧を発生する。  
熱の作用：

可燃性：あり

引火点(°C)：391

発火点(°C)：

爆発限界(%)：

特記事項：

E m S F-A, S-A

消火剤：水噴霧，泡，炭酸ガス，粉末

検知法：

## 人体への影響

作業環境の許容濃度(TLV)	T W A	STEL	C(上限値)	経皮吸収	発がん性

毒性：LD<sub>50</sub> 0.49mg/kg(経口ラット)

蒸気、粉塵などを吸入した場合	飲み込み、吸入は致命的である。 血液凝固阻止作用があるため、歯肉出血、鼻血、大きなあざ、血尿、血便、頭痛を起こす。
飲み込んだ場合	繰り返し暴露により頭蓋内出血、頭痛、けいれん、昏睡を起こし、死亡することがある。
皮膚に付着した場合	
眼に入つた場合	刺激する。

## 救急処置

蒸気、粉塵などを吸入した場合	直ちに医師に連絡する。空気の新鮮な場所に移す。呼吸がない時には人工呼吸を施す。直接皮膚に接触しないこと。逆流防止バルブが付いたポケットマスクや他の適切な医療用呼吸器具を用いて人工呼吸を行う。呼吸困難の時は酸素吸入を行う。 (注2)
飲み込んだ場合	直ちに医師に連絡する。無理に吐かせないこと。意識があれば口をすすぎ、2~4杯の水又は牛乳を与える。活性炭20gを水300mlとともに与えた後、30gの硫酸マグネシウムを水に溶かして飲ませる。 (注2)
皮膚に付着した場合	汚染された衣服を脱がせ直ちに多量の水で洗う。直ちに医師の診断を受ける。 (注2)
眼に入つた場合	直ちに流水で十分に洗った後、医師の手当を受ける。
漏洩した場合	通風換気を十分に行い、保護具着用の上、破損箇所をシールし、粉塵を飛散させないように注意して掃き取り、密閉容器に収納する。完全に処理すること。 (注3)
保護器具	防塵マスク又は自給式呼吸具、保護衣、全面保護メガネ、保護手袋、ゴム長靴

(注2) 解毒剤としてビタミンK1またはK2の投与（通常10~30mg）が有効である。

静注では10mg/分を超えない速さで行う。（過量投与に注意）

(注3) 水生生物に対して有毒であるので環境への放出を避けること。

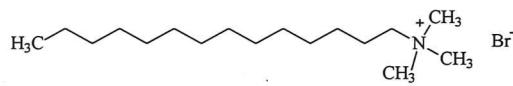
最終修正日

2015/05/24

国連番号
1759※

## セトリミド

CETRIMIDE



## 物質の特定

C A S 番 号 : 1119-97-7; 8044-71-1

化 学 式 :  $\text{C}_{17}\text{H}_{38}\text{BrN}$ ;  $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{13}\text{N}^+(\text{CH}_3)_3\text{Br}^-$

Ammonium, tetradecyltrimethyl-, bromide; Ammonium, trimethyltetradecyl-, bromide; Myristyl trimethyl ammonium bromide; 1-Tetradecanaminium, N,N,N-trimethyl-, bromide; Tetradecyltrimethylammonium bromide; Tetradonium bromide; Trimethylmyristylammonium bromide; N,N,N-Trimethyl-1-tetradecanaminium bromide; Trimethyltetradecylammonium bromide; MTAB; TTAB

アンモニウムテトラデシルトリメチルブロミド; アンモニウムトリメチルテトラデシルブロミド; ミリスチルトリメチルアンモニウムブロミド; 1-テトラデカナミニウム, N,N,N-トリメチルブロミド; テトラデシルトリメチルアンモニウムブロミド; テトラドニウムブロミド; トリメチルミリスチルアンモニウムブロミド; N,N,N-トリメチル-1-テトラデカナミニウムブロミド; トリメチルテトラデシルアンモニウムブロミド

### 〔解説〕

見出語と別名にセトリミドと記載されているものには、1-Hexadecanaminium, N,N,N-trimethyl-, bromide, [57-09-0], 1-Hexadecanaminium, N,N,N-trimethyl-, hydroxide, [505-86-2], 1-Tetradecanaminium, N,N,N-trimethyl-, bromide [1119-97-7], [8044-71-1]などがある。MERKの記載によると、セトリミドは、臭化テトラデシルトリメチルアンモニウム:  $[\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{13}\text{N}(\text{CH}_3)_3]\text{Br}^-$ を主成分とし、少量の臭化ドデシルデシルトリメチルアンモニウム- $[\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{11}\text{N}(\text{CH}_3)_3]\text{Br}^-$ と臭化ヘキサデシルトリメチルアンモニウム(臭化セトリモニウム)- $[\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{15}\text{N}(\text{CH}_3)_3]\text{Br}^-$ を含む混合物である。日本薬局法には $\text{C}_{17}\text{H}_{38}\text{BrN}$ がセトリミドとして記載されている。

本シートでは、1-Tetradecanaminium, N,N,N-trimethyl-, bromide [1119-97-7], [8044-71-1]について記載する。

## 規則名・法規等

[規則名] ※ CORROSIVE SOLID, N.O.S.: (Cetrimide)

※ その他の腐食性物質(固体)(他の危険性を有しないもの) : (セトリミド))

## 危一規則

分類・等級等: 腐食性物質 8 III

副次危険性等級: -

積載場所: 甲板上, 甲板下

コンテナ収納検査: 否

積付検査: 否

### IMDG-CODE

分類・等級等: Class 8

III

副次危険性等級: -

積載場所: On deck, Under deck

### CFR 172. 101

分類・等級等: 8

III

ラベルコード: 8

積載場所: On deck, Under deck

---

### 港則法:-

荷役許容量: A / -

B / -

C1 / -

C2 / -

### 海防法:-

### 消防法:-

### 船積上の注意事項

**荷姿** 危一規則規定によるものであること。

腐食性物質についての一般的注意事項に従うこと。

### 物理／化学的性質

外観等: 白色～微黄白色の粉末

臭: わずかな特異臭

比重又は嵩比重: 1.27

蒸気比重: 11.6

融点 (°C): 245～250

沸点 (°C): -

溶解性:

水: 易(注)

アルコール: 可

エーテル: 不

(注) 20g/100ml (25°C)

## 用 途

防腐剤, 殺菌剤, 抗菌薬, 乳化剤, 陽イオン界面活性剤, 頭髪用コンディショナーの添加剤, 脱臭剤, セパリン精製, セトリミド寒天培地

## 化 学 的 危 險 性

腐 食 性 :

人 : あり

金 属 : なし

木 材 : なし

酸 化 性 : なし

水 / 空 気 / 吸湿性あり。熱分解するとNO<sub>x</sub>とBr<sup>-</sup>を含む有毒な煙霧を発生する。  
熱 の 作 用 : pH 4~7 (50g/l)

可 燃 性 : あり

引 火 点 (°C) : -

発 火 点 (°C) : -

爆発限界 (%) : -

特 記 事 項 :

E m S F-A, S-B

消 火 剤 : 水噴霧, 泡, 炭酸ガス, 粉末

検 知 法 :

## 人 体 へ の 影 韻

作業環境の 許容濃度 (T L V)	T W A	S T E L	C(上限値)	経皮吸収	発がん性

毒 性 : LD<sub>50</sub> 3900mg/kg (経口ラット)

---

蒸 気 , 粉 填 な ど を 吸 入 し た 場 合	呼吸器官を刺激し、熱傷を起こすおそれがある。
飲 み 込 ん だ 場 合	消化管を刺激し、熱傷を起こすおそれがある。せき、息切れ、頭痛、吐き気、おう吐を起こす
皮 膚 に 付 着 し た 場 合	高濃度のものは皮膚を刺激し、粘膜の壊死を起こす。
眼 に 入 つ た 場 合	刺激し、熱傷を起こす。

---

MFAG -

### 救 急 処 置

---

蒸 気 , 粉 填 な ど を 吸 入 し た 場 合	直ちに新鮮な空気の場所に移し、保温安静に努め、医師の手当を受ける。要すれば、酸素吸入、人工呼吸を行う。
飲 み 込 ん だ 場 合	無理に吐かせない。うがいをさせ、意識がある場合は2~4杯の水又は牛乳を与える。意識がない場合は口からなにも与えてはならない。直ちに医師の診察を受ける。
皮 膚 に 付 着 し た 場 合	石けんと多量の水で十分に洗う。皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の手当を受ける。
眼 に 入 つ た 場 合	流水で十分に洗った後、医師の手当を受ける。
漏 洧 し た 場 合	火気厳禁とし、通風換気を十分に行い、保護具着用の上、破損箇所をシールし、粉塵の飛散に注意して掃き取った後、大量の水で洗う。
保 護 具	粉塵マスク又は自給式呼吸具、保護衣、保護メガネ、保護手袋、ゴム長靴

---

最 終 修 正 日

2015/05/24

# 平成 27 年度近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議

- 1 日 時 平成 27 年 5 月 22 日 (金) 13:30 ~ 14:10
- 2 場 所 神戸第 2 地方合同庁舎 1 階 会議室
- 3 出 席 者 別紙のとおり
- 4 挨 拶 公益社団法人 神戸海難防止研究会 会長 赤岡 隆夫  
第五管区海上保安本部 交通部長 犬藤 学
- 5 議 題 平成 27 年度近畿・四国地方海難防止強調運動の実施計画について
- 6 資 料
  - (1) 資料 1 全国海難防止強調運動基本計画  
(全国海難防止強調運動実行委員会)
  - (2) 資料 2 平成 27 年度全国海難防止強調運動実施計画  
(全国海難防止強調運動実行委員会)
  - (3) 資料 3 平成 27 年度近畿・四国地方海難防止強調運動実施要領 (案)
  - (4) 資料 4 平成 27 年度近畿・四国地方海難防止強調運動啓発用品等について
- 参考資料  
平成 27 年度近畿・四国地方海難防止強調運動実施要領プレゼン資料  
平成 26 年度全国海難防止強調運動の『実施結果』について  
平成 27 年度『実施計画 (案)』について

## 7 議事概要

事務局より出欠状況の報告、資料確認の後、(公社) 神戸海難防止研究会 赤岡 隆夫会長の挨拶があり、引き続き、第五管区海上保安本部 犬藤 学 交通部長の挨拶が行われた。

次に事務局並びに第五管区海上保安本部から資料 (案) の説明が行われた。

- 1) 資料 (1) (2) (3) について、第五管区海上保安本部 三宅 光成 交通部安全課長から説明が行われた。
- 2) 資料 (4) について、事務局から説明があり了承された。

以上

## 別紙

## 出席者名簿

(順不同・敬称略) [REDACTED] は欠席者

※海防研常任委員

構成員	森 昌 文	近畿地方整備局長（代 福嶋 実 沿岸域管理官）
//	三浦 真紀	四国地方整備局長
//	土屋 知省	近畿運輸局長（代 岩野 正義 首席運航労務監理官）
//	安藤 昇	神戸運輸監理部長（代 田中 晓 海上安全環境部長） (隨行 筒井 宣利 調整官)
//	瀬 部 充一	四国運輸局長（代 菅沼 利一 海上安全環境部次長）
//	上垣内 修	大阪管区気象台長 (代 永井 千春 気象防災部海洋情報調整官)
//	小金沢 重充	神戸地方海難審判所長（代 野副 恭一 書記官）
//	花 原 敏朗	運輸安全委員会事務局神戸事務所長 (代 真鍋 健一 事故調査調整官)
//	取 香 諭 司	水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長 (代 束原 茂 調整課長)
//	今 世 邦 彦	(一社) 日本船長協会技術顧問
//	山 田 邦 雄	(公社) 関西小型船安全協会会长（代 天野 俊夫 事務局長）
//	田 渕 訓 生	全国内航タンカー海運組合関西支部長 (代 永石 大機 事務局長)
//	津 田 哲 夫	全国内航タンカー海運組合葉槽船支部長（同上）
//	山 田 登	内海水先区水先人会会长（代 森岡 衛 副会長）
//	村 井 五 郎	大阪湾水先区水先人会会长（代 中島 敏行 副会長）
//	興 村 明 仁	近畿旅客船協会会长
//	加 藤 琢 二	神戸旅客船協会会长（代 山西 哲司 専務理事）
//	一 色 昭 造	四国旅客船協会会长
//	寄 神 茂 之	日本押船土運船協会会长 (代 小畠 進一郎 船舶部専門部長)
//	鴨 頭 明 人	全日本海員組合関西地方支部支部長（代 釜石 隆志 次長）
//	斉 藤 洋	全日本海員組合中国・四国地方支部支部長
//	池 田 秀 文	大阪湾広域臨海環境整備センター常務理事 (代 橋本 宗明 参事兼工務課長)
//	渋 谷 敏 郎	PW安全協会関西地方本部本部長
//	酒 井 隆 司	日本郵船(株)関西支店支店長（代 堤 義晴 支店長代理）

構成員	村 尾 圭 司	川崎汽船(株)関西支店支店長
//	國 友 雄 二	(株)商船三井海上安全部部長代理
//	菅 野 孝 一	第五管区海上保安本部長 (代 犬藤 学 交通部長) (同席 三宅 光成 交通部安全課長、北野 隆志 安全課専門官、 戸川 義徳 海務第一係長、池宮 崇 海務第一係専門員、 葛西 俊悦 企画課課長補佐、河野 稔 救難課課長補佐)
//	寄 神 茂 之	公益財団法人 海上保安協会神戸地方本部本部長 (代 矢野 正行 寄神建設(株)船舶部専門部長)
//	赤 岡 隆 夫	公益社団法人 神戸海難防止研究会会长

構成員 29 団体 欠席 6 団体

#### 地区推進母体構成員

- // 大阪地区海難防止強調運動推進連絡会議議長  
(代 重松 吾郎 大阪海上保安監部航行安全課長)
- // 兵庫県阪神淡路地区海難防止強調運動推進連絡会議議長  
(代 前田 健太 神戸海上保安部航行安全課長)
- // 播磨地区海難防止強調運動推進連絡会議議長  
(代 中川 昌彦 姫路海上保安部交通課専門官)
- // 和歌山北部地区海難防止強調運動推進連絡会議議長  
(代 渡川 明 和歌山海上保安部交通課長)
- // 紀南地区海上安全対策協議会会长  
(代 長澤 孝二 田辺海上保安部交通課長)
- // 徳島地区海難防止強調運動推進連絡会議議長  
(代 森本 整吾 徳島海上保安部交通課長)
- // 高知地区海難防止強調運動推進連絡会議議長  
(代 増井 和英 高知海上保安部交通課長)
- // 大阪湾海上交通センター所長  
(代 新富 敏隆 大阪湾海上交通センター運用管制課長)

地区構成員 8 団体

事務局	山 本 幸 典	公益社団法人 神戸海難防止研究会専務理事
//	伊 藤 雅 之	// 常務理事
//	宮 島 照 仁	// 事業部長
//	塔 本 吉 夫	// 事業部長補佐
//	藤 原 昇	// 事業部長補佐
//	菱 田 憲 次	公益財団法人 海上保安協会神戸地方本部事務局長

合計 42 名

※ 構成員 37 団体

## 平成27年度近畿・四国地方海難防止強調運動実施要領（案） (平成27年7月～平成28年6月)

### I 全国運動 ＜海の事故ゼロキャンペーン＞

平成27年度全国海難防止強調運動実施計画（平成27年3月10日全国海難防止強調運動実行委員会）に基づく重点事項及び推進項目、これに地方独自の推進項目をあわせた計画とする。

#### 第1 キャンペーン期間

平成27年7月16日（木）から31日（金）まで（16日間）

#### 第2 重点事項等

##### 1 重点事項

- (1) 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」
- (2) 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」
- (3) 【地方重点項目】「小型船舶における軽率海難防止の徹底」

##### 2 推進項目

- (1) 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

ア 常時適切な見張りの徹底

イ 船舶間コミュニケーションの促進

- ・早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- ・VHFや汽笛信号等を活用する

【地方推進項目】国際VHFの常時聴守

- ・AIS情報の活用と正しい情報の入力

- (2) 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

小型船舶について自己救命策の確保

- (3) 【地方重点項目】「小型船舶における軽率海難防止の徹底」

ア 【地方推進項目】発航前における船体、機関等点検の徹底

イ 【地方推進項目】船舶運航にかかる基本的事項遵守の徹底

ウ 【地方推進項目】航行中のみならず操業・作業中も含めた見張りの徹底

エ 【地方推進項目】気象・海象情報の入手

オ 【地方推進項目】構成員が連携した安全活動の推進

※小型船舶：プレジャーボート、漁船、遊漁船

## II 地方運動（霧海難防止キャンペーン）

近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議独自の運動として霧の多発する時期を捉えて、次のキャンペーンを実施する。

### 1 霧海難防止キャンペーン

#### (1) 運動名

霧海難防止キャンペーン

#### (2) 運動期間

平成28年4月1日（金）から同年6月30日（木）まで（3ヶ月間）

#### (3) 推進項目

- 気象状況の早期把握
- 船舶間コミュニケーションの促進
- 航法の遵守
- 自動操舵装置の使用を控える
- 早期避泊

## III 各運動の実施計画

別紙のとおり。

## 平成27年度近畿・四国地方海難防止強調運動実施計画

各運動共通

区分	実 施 項 目	実施団体
イ 広報活動	<p>1 機関紙を通じての広報等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議事務局から構成員あて広報文を配布</li> </ul> <p>2 ポスター等の配付・掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央作成のポスター等を配布、掲示</li> <li>・ 当地方作成の広報用グッズを関係先に配布</li> <li>・ 各地区が必要に応じてポスター及びリーフレット等を適宜作成し配布</li> </ul> <p>3 その他の広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断幕、垂れ幕、海難0旗、表示板等を構成員の庁舎・船舶等に掲示</li> <li>・ インターネットHP、電光掲示板等を活用した周知</li> <li>・ 船内放送、場外放送等による周知</li> </ul>	全構成員が独自及び連携して実施
ロ 各種行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1日船長」、「1日〇〇長」などの任命</li> <li>・ 体験航海、海上パレード等の実施</li> <li>・ 灯台、船舶等構成員の施設の一般開放</li> </ul>	
ハ 安全に関する指導、教育、訓練	<p>1 訪船指導</p> <p>着桟中の旅客船、貨物船及びタンカー等を訪問し、「常時適切な見張り」と「国際VHFの常時聴取」を目的とした安全指導を実施（グッズ及びリーフレットを活用）</p> <p>2 現場指導</p> <p>プレジャーボート、遊漁船、漁船及び工事作業船等に対して、「軽率海難の防止」と「ライフジャケットの常時着用」を目的とした安全指導を実施</p> <p>3 企業訪問</p> <p>マリーナ等を訪問し、「軽率海難の防止」及び「ライフジャケットの常時着用」を目的とした安全指導を実施</p> <p>4 構成員の連携</p> <p>1～3について、合同パトロールを計画するなど、可能な限り構成員が相互に連携した安全指導を実施（グッズ及びリーフレットを活用）</p>	
教育	<p>1 安全研修会等</p> <p>関係団体及び企業により、関係者を対象とした安全研修会等を実施（グッズ及びリーフレットを活用）</p> <p>2 海難防止講習会</p> <p>各地区において海難防止講習会を実施</p> <p>また、関係者が集まる会議等の場を活用した海難防止講習会を実施（グッズ及びリーフレットを活用）</p> <p>3 構成員の連携</p> <p>1と2について、可能な限り構成員が相互に連携した教育活動を実施（グッズ及びリーフレットを活用）</p>	
訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレジャーボート等救難訓練等の各種救難訓練を実施</li> </ul>	
実施結果報告	<p>各運動の実施後1ヶ月以内に、別添様式を参考にして、実施した概要及びその中で効果的であったものを記載し、事務局あて報告。</p> <p>（実施状況の説明用に画像データを適宜添付のこと。）</p> <p>※報告先 <a href="mailto:toumoto@kobe-kaibouken.or.jp">toumoto@kobe-kaibouken.or.jp</a></p>	

## 別添様式

### 平成27年度近畿・四国地方海難防止強調運動活動報告書

#### 1. 活動実績総括表

組織名

##### (1) 広報活動

##### (2) 各種行事

##### (3) 安全に関する指導・教育・訓練

安全運航に関する指導隻数	用途	種別	全国海難防止強調運動
	漁 船		隻
	プレジャーボート		隻
	貨物船		隻
	木材運搬船(再掲)		隻
	タンカー		隻
	旅客船		隻
	作業船		隻
	その他		隻
合 計			隻
企業等訪問件数			件

##### (4) 安全教育関係

項目	種別	全国海難防止強調運動	
	実施回数	受講者数	
海上安全教室	回	人	
海難防止講習会	回	人	
合 計	回	人	

#### 2. 留意事項

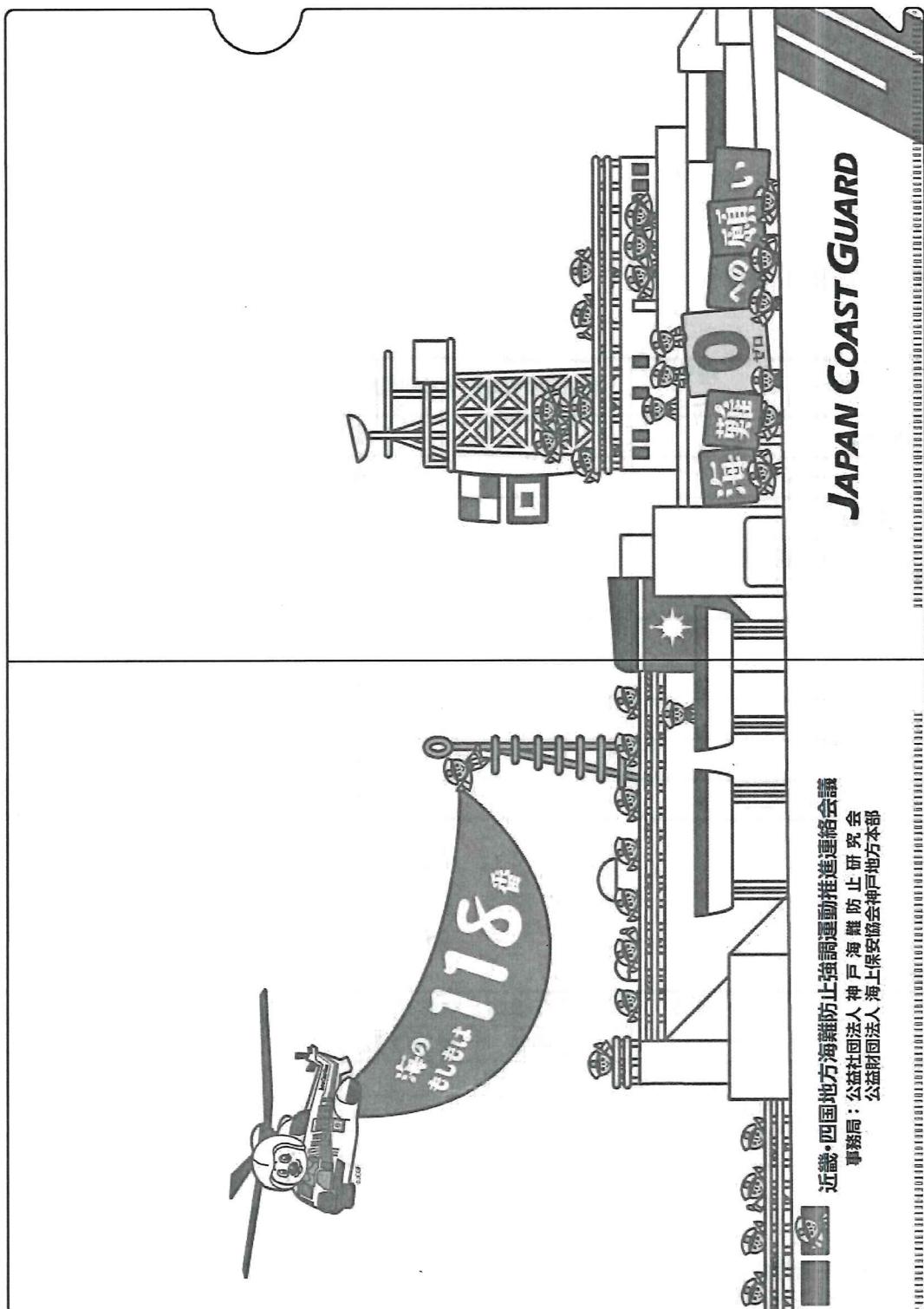
- (1) 実施計画に基づいた活動を実施した際は、写真撮影のうえ本報告書に添付してください。
- (2) ポスター、パンフレットを掲示した場合は、写真撮影のうえ本報告書に添付してください。
- (3) 各運動の実施後1ヶ月以内に画像添付のうえ下記アドレスまでメール送信をお願いします。

[toumoto@kobe-kaibouken.or.jp](mailto:toumoto@kobe-kaibouken.or.jp)

平成 27 年度近畿・四国地方海難防止強調運動用啓発用品

「クリアファイル」

表  
裏



## 平成27年度第3回船積危険品研究委員会

1 日 時 平成27年6月9日(火)13:00~15:00

2 場 所 商船三井ビル 4階 会議室

3 出 席 者 別紙のとおり

4 連絡事項

5 議 題

(1) 検討個品について

(2) その他

6 資 料

席上配布

(1) 検討個品資料 1 修正箇所 1993 オレンジ油／2922 オクチリノン

2 1993 オレンジ油 (2回目修正)

3 2922 オクチリノン (1回目修正)

データ一覧 オクチリノン

4 3-メトキシプロピオニ酸メチル

データ一覧 3-メトキシプロピオニ酸メチル

7 議 事

事務局より出欠状況、資料の確認の後、廣井委員長により議事が進められた。個品検討前に「危険物船舶運送安全データブック（コンパクト版）」の作成発行について説明及び意見の交換が行われた。その後個品の検討に入った。1993 オレンジ油（2回目修正）は修正箇所及び全般の確認を行い終了した。2922 オクチリノン（1回目修正）は修正箇所の確認を行い引き続き検討を行い終了した。3-メトキシプロピオニ酸メチルも検討を行い終了した。

以 上

## 別 紙

## 出 席 者 名 簿

(順不同・敬称略)

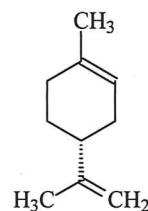
※海防研常任委員

委 員 長	廣 井 正 男	元神戸商船大学教授※
委 員	三 村 治 夫	神戸大学大学院海事科学研究科教授
"	児 玉 正 浩	(一財)海上災害防止センター西日本支所 キソ一化学分析センター長※
"	堤 義 晴	日本郵船(株)関西支店支店長代理※
"	國 友 雄 二	(株)商船三井海上安全部部長代理※ (代 白方 馨 海務監督)
"	向 末 男	日本沖荷役安全協会神戸支部専務理事・事務局長※ (代 藤原 外喜夫 安全管理部長)
"	山 根 健 次	海上技術安全研究所構造基盤技術系上席研究員
関係官公庁	徳 田 直 之	神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課専門官
"	中 里 均	第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課長 (代 黒瀬 健司 第一災害対策係長)
"	三 宅 光 成	第五管区海上保安本部交通部安全課長
"	重 松 吾 郎	大阪海上保安監部航行安全課長 (代 川北 誠司 第一海務係員)
"	前 田 健 太	神戸海上保安部航行安全課長 (代 田中 崇博 第一海務係員)
事 務 局	伊 藤 雅 之	公益社団法人神戸海難防止研究会常務理事
"	宮 島 照 仁	" 事業部長
"	藤 原 昇	" 事業部長補佐

国連番号
1993

オレンジ油

ORANGE OIL



主成分 D-リモネンの構造式

## 物質の特定

C A S 番 号 : Orange oil: 8008-57-9  
 Bitter orange flower extract: 8028-48-6  
 Orange (Citrus aurantium amara) peel extract: 68916-04-1, 72968-50-4

## 化 学 式 :

別 名 : Oil of Orange; Oils, orange, sweet; Citrus sinensis oil; Bitter orange flower extract  
 (商品名)

オレンジスィートオイル; ダイダイオイル

[解説] オレンジ油（オレンジオイル）は、柑橘類の果皮を冷間圧搾、水蒸気蒸留、溶媒抽出などを行って得られた揮発性の油で、精油であって、油脂ではない。D-リモネンを主成分とし、その他、ミルセン、α-ピネン、サビネン、リナロール、n-デカナールなどを含んでいる。オレンジ油に含まれるリモネンには、発泡スチロール、ポリスチレン、ゴムなどを溶かす作用があり、洗剤等に利用されている。また、食品や飲料に添加されたり、香水にも用いられる。日本薬局方に、温州ミカンなどから採取される「オレンジ油」が収載されており、医薬品としても扱われる。

適用する国連番号としては、1169, 1179, 1993, 2052, 2319などが挙げられているが、本シートでは1993を適用して記載する。

## 規則名・法規等

## [規則名]

FLAMMABLE LIQUID, N.O.S. (Orange oil)

その他の引火性液体類（他の危険性を有しないもの）（オレンジ油）

危一規則

分類・等級等: 引火性液体類 3 III

副次危険性等級:

積載場所: 甲板上, 甲板下

コンテナ収納検査: 否 積付検査: 否

IMDG-CODE

分類・等級等: Class 3 III

副次危険性等級:

積載場所: On deck, Under deck

CFR 172. 101

分類・等級等: 3 III

ラベルコード: 3

積載場所: On deck, Under deck

港 則 法：引火性液体類

荷役許容量： A / 10                  B / 250                  C1 / 1000                  C2 / 4000

海 防 法：ジベンテン：Y類

消 防 法：第4類 動植物油類（非水溶性）

**船積上の注意事項**

**荷 姿** 危規則規定によるものであること。

引火性液体類についての一般的注意事項に従うこと。

**物理／化学的性質**

外 観 等： 黄赤色～橙褐色液体

臭       ： 特有なオレンジ臭

比重又は嵩比重： 0.835～0.855g/ml(20°C)

蒸 気 比 重： 4.7 (注1)

融 点 (°C) : -89～-96.9

沸 点 (°C) : 173～178

溶 解 性：

水： 不

アルコール： 易 (注2)

エーテル： 易

(注1) リモネンとしての値 (注2) 等容のエタノールに濁って混和する。

**用 途**

アロマセラピー、スキンケア、石けん、化粧品、浴用香料などの調合。洗剤。海水フィルターの洗浄。発砲スチロールごみの溶解回収

## 化 学 的 危 險 性

腐 食 性 :

人 : なし

金 属 : なし

木 材 : なし

酸 化 性 : なし

水 / 空 気 /

熱 の 作 用 :

可 燃 性 : あり

引 火 点 (°C) : 43~54

発 火 点 (°C) :

爆発限界 (%) :

特 記 事 項 : 旋光度:  $\alpha_D^{20}$  +85~+99° (100mm)

E m S F-E, S-E

消 火 剤 : 水噴霧, 泡, 炭酸ガス, 粉末

検 知 法 : 臭い, 可燃性ガス測定器

## 人 体 へ の 影 韻

作業環境の 許容濃度 (T L V)	T W A	S T E L	C(上限値)	経皮吸収	発がん性

毒 性 : LD<sub>50</sub> >5000mg/kg(経口ラット)

蒸 気 , 粉 塵 な ど を 吸 入 し た 場 合	気道を刺激し, のどの痛み, 咳, 息切れ, めまい, 吐き気を起こす。
飲 み 込 ん だ 場 合	胃腸を刺激し, 腹痛, 吐き気, おう吐, めまいを起こす。
皮 膚 に 付 着 し た 場 合	刺激する。一時的な発赤, 局部刺激と感作作用がある。連続的な接触は皮膚炎を起こすおそれがある。
眼 に 入 つ た 場 合	刺激し, 熱傷, 発赤, 痛みを起こすおそれがある。

**救急処置**

蒸気、粉塵などを吸入した場合	直ちに新鮮な空気の場所に移し、保温安静に努め、医師の手当を受ける。要すれば、人工呼吸、酸素吸入を行う。
飲み込んだ場合	活性炭20gを水300mlとともに与えた後、30gの硫酸マグネシウムを水に溶かして飲ませ、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	汚染された衣服と靴を脱がせ、直ちに多量の水と石けんで洗い流す。刺激が続く時は医師の手当を受ける。
眼に入つた場合	直ちに流水で十分に洗った後、医師の手当を受ける。
漏洩した場合	火気厳禁とし、通風換気を十分に行い、保護具着用の上、破損箇所をシールし、不活性吸着材（バーミキュライト、砂又は土など）をまいて掃き取った後、大量の水で洗う。
保護器具	有機ガス用防毒マスク又は自給式呼吸具、保護衣、保護メガネ、保護手袋、保護長靴

最終修正日

2015/06/20

会務報告



## 第28回 業務運営会議

1 日 時 平成27年4月15日(水)12:00~12:50

2 場 所 商船三井ビル 4F 会議室

3 出 席 者 (順不同・敬称略) [REDACTED] は欠席者

議 長 赤岡 隆夫 (公社)神戸海難防止研究会会長

構 成 員 鈴木 三郎 神戸大学名誉教授

〃 山田 登 内海水先区水先人会会长

〃 稲岡 俊一 (株)商船三井執行役員  
(代 國友 雄二 海上安全部部長代理)

〃 村井 五郎 大阪湾水先区水先人会会长

〃 小島 茂 (一社)日本船長協会会长  
(代 今西 邦彦 技術顧問)

〃 門野 英二 川崎汽船(株)常務執行役員  
(代 松島 豊 関西支店副支店長)

〃 酒井 隆司 日本郵船(株)関西支店長  
(代 堤 義晴 関西支店長代理)

〃 改発 康一 神鋼物流(株)顧問

事務局 山本 幸典 (公社)神戸海難防止研究会専務理事

〃 伊藤 雅之 〃 常務理事

〃 板坂 茂良 〃 総務部長

〃 宮島 照仁 〃 事業部長

〃 藤原 昇 〃 事業部長補佐

### 4 議題

(1) 業務報告等について

(2) 理事会・総会について

(3) その他

### 5 資料

席上配布

資料1 業務報告等

資料2 業務運営会議資料

資料3 理事会報告事項

### 6 議事概要

赤岡議長の挨拶があり、引き続き議事に入った。

議題（1）業務報告等について、議題（2）理事会・総会について山本専務理事から説明があり、特に意見はなかった。引き続き、議題（3）その他、次回の業務運営会議等の開催予定日について説明があった。

以 上

## 第29回 業務運営会議

1 日 時 平成27年4月15日(水)12:00~12:45  
2 場 所 商船三井ビル 4F 会議室  
3 出 席 者 (順不同・敬称略)

議 長	赤 岡 隆 夫	(公社)神戸海難防止研究会会長
構 成 員	鈴 木 三 郎	神戸大学名誉教授
"	山 田 登	内海水先区水先人会会长
"	稻 岡 俊 一	(株)商船三井執行役員 (代 國友 雄二 海上安全部部長代理)
"	村 井 五 郎	大阪湾水先区水先人会会长
"	小 島 茂	(一社)日本船長協会会長 (代 今西 邦彦 技術顧問)
"	門 野 英 二	川崎汽船(株)常務執行役員 (代 松島 豊 関西支店副支店長)
"	酒 井 隆 司	日本郵船(株)関西支店長 (代 堤 義晴 関西支店長代理)
"	改 発 康 一	神鋼物流(株)顧問
事 務 局	山 本 幸 典	(公社)神戸海難防止研究会専務理事
"	伊 藤 雅 之	" 常務理事
"	板 坂 茂 良	" 総務部長
"	宮 島 照 仁	" 事業部長
"	藤 原 昇	" 事業部長補佐

### 4 議 題

- (1) 業務報告等について
- (2) その他

### 5 資 料

席上配布

資料 業務報告等

### 6 議事概要

赤岡議長の挨拶があり、引き続き議事に入った。

議題（1）業務報告等について、山本専務理事から説明があり、特に意見はなかつた。引き続き、議題（2）その他、次回の業務運営会議等の開催予定日について説明があった。

以 上

公益社団法人 神戸海難防止研究会  
第10回 理事会議事録

- 1 日 時 平成27年5月27日(水) 13時30分から  
14時55分までの間
- 2 場 所 神戸市中央区波止場町5番6号  
神戸メリケンパークオリエンタルホテル 4階 銀河の間
- 3 理 事 数 18名  
出席理事 10名  
赤岡 隆夫 鈴木 三郎 村井 五郎  
山本 幸典 伊藤 雅之 高岡 信男  
山田 登 引間 俊雄 村岡 博  
丹田 光紀
- 4 監 事 数 3名  
出席監事 3名  
八木 武人 改発 康一 山本 亨
- 5 議 案  
第1号議案 平成26年度事業報告及び決算について  
第2号議案 入会申込みの承認について  
第3号議案 第4回通常総会の開催について  
第4号議案 定款等の変更について  
第5号議案 役員(理事)の選任について  
第6号議案 その他
- 6 報 告 事 項  
代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
- 7 議事の経過概要及びその結果  
13時30分に開会、事務局から本日の出席理事は10名で、理事総数18名の過半数に達しており、定款第42条の規定により本理事会が成立する旨報告した。  
定款第41条の規定に基づき赤岡会長が議長となり、挨拶を行った後、本日の議事録の署名について定款第45条に基づき、代表理事の赤岡 隆夫会長、出席監事の八木 武人氏、改発 康一氏及び山本 亨氏が行うこととして議事の審議に入った。

○ 第1号議案 平成26年度事業報告及び決算について

事務局から平成26年度事業報告及び決算について、配付資料に基づいて説明を行った。

次いで、山本監事が平成27年4月21日に監査を実施した結果、財産、会計及び業務の執行状況について、適正、正確であった旨の監査報告を行った。

議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、出席理事全員一致でこれを承認したから、可決した。

○ 第2号議案 入会申込みの承認について

事務局から入会希望者について説明するとともに、本会への入会は、定款第8条第1項に基づき、理事会において入会の可否を決定する必要がある旨説明を行った後、議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を理事に諮ったところ、出席理事全員一致で入会を可とすることを決定した。

○ 第3号議案 第4回通常総会の開催について

事務局から配付資料に基づき説明を行った後、議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、出席理事全員一致でこれを承認したから、可決した。

○ 第4号議案 定款等の変更について

事務局から配付資料に基づき説明を行った後、議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、出席理事全員一致でこれを承認したから、可決した。

○ 第5号議案 役員（理事）の選任について

理事の辞任等に伴い、退任理事4名に対し、5名の候補者を選任することを事務局から配付資料に基づいて説明を行った。

議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、出席理事全員一致でこれを承認したから、可決した。

○ 第6号議案 その他

以上で、提出された議案についての審議は終了したので、その他何かないか各理事及び監事に諮ったところ、特に意見はなかった。

また、事務局からの連絡事項等もなかつた。

引き続き、山本専務理事から「代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について」配付資料に基づき報告がなされた。

以上で、議長は、本日の議案審議の全部が終了した旨を告げ、14時55分に閉会した。

平成27年5月27日

代表理事 赤岡 隆夫

監事 八木 武人

監事 改発 康一

監事 山本 亨

公益社団法人 神戸海難防止研究会  
第4回 通常総会議事録

- 1 日 時 平成27年6月17日(水) 15時00分から  
16時35分までの間
- 2 場 所 神戸市中央区波止場町5番6号  
神戸メリケンパークオリエンタルホテル 4階瑞天東の間
- 3 正会員総数 116名
- 4 出席正会員数 97名  
うち、出席者43名、書面表決賛成者48名、表決委任者6名
- 5 出席理事 11名  
赤岡 隆夫 鈴木 三郎 酒井 隆司  
山本 幸典 伊藤 雅之 高岡 信男  
村岡 博 小島 茂 稲村 栄一  
稻岡 俊一 丹田 光紀
- 6 出席監事 3名  
八木 武人 改発 康一 山本 亨
- 7 議 案  
第1号議案 平成26年度事業報告及び決算について  
第2号議案 定款等の変更について  
第3号議案 役員(理事)の選任について  
第4号議案 その他
- 8 報告事項  
平成27年度事業計画書及び収支予算書について
- 9 議事の経過概要及びその結果  
15時00分に開会  
事務局から本日の出席正会員は97名であり、正会員総数116名の過半数に達しており、定款第21条の規定により本総会が成立する旨の報告をするとともに、定款の変更に関する決議にあっても同条第2項に規定する正会員の議決権の3分の2以上を超えていた旨の報告があった。  
次いで、総会の開会にあたり赤岡会長から挨拶が行われた。  
事務局は、定款第19条の規定に従い議長の選任を議場に諮った結果、赤岡会長が選ばれて議長になった。  
議長は、議事録署名人について議場に諮り、出席会員の中から山本幸典、改発康一の両氏を選任し、議案の審議に入った。

○ 第1号議案 平成26年度事業報告及び決算について

事務局から平成26年度事業報告及び決算について、配付資料に基づいて説明を行った。

次いで、山本監事が平成27年4月21日に監査を実施した結果、財産、会計及び業務の執行状況について、適正、正確であった旨の監査報告を行った。

議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○ 第2号議案 定款等の変更について

事務局から配付資料について説明を行った。

議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○ 第3号議案 役員（理事）の選任について

事務局から配付資料に基づいて退任理事4名に対し、5名の理事候補者について説明を行うとともに役員の任期は、定款第32条第3項の規定により前任者の残任期間である平成28年度の通常総会までとする旨説明を行った。

議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○ 第4号議案 その他

以上で、提出された議案についての審議はすべて終了したので、その他何かないか諮ったところ、特に意見等はなかった。

また、事務局からの連絡事項等もなかった。

引き続き事務局から「平成27年度事業計画書及び収支予算書について」配付資料に基づき報告がなされた。

以上で、議長は、本日の議案審議の全部が終了した旨を告げ、16時35分に閉会した。

平成27年6月17日

議長赤岡隆夫

議事録署名人山本幸典

議事録署名人改発康一



総会時風景

公益社団法人 神戸海難防止研究会  
第11回 理事会議事録

1 日 時 平成27年6月17日(水) 16時40分から  
17時00分までの間

2 場 所 神戸市中央区波止場町5番6号  
神戸メリケンパークオリエンタルホテル 4階瑞天東の間

3 理 事 数 19名  
出席理事 14名

赤岡 隆夫	松浦 浩三	堀 真琴
大泉 勝	酒井 隆司	山本 幸典
伊藤 雅之	高岡 信男	石井 誠
稻村 栄一	村岡 博	稻岡 俊一
丹田 光紀	小島 茂	

4 監 事 数 3名  
出席監事 3名  
八木 武人 改発 康一 山本 亨

5 議 案

- 第1号議案 理事会運営規程等の変更について
- 第2号議案 代表理事、業務執行理事等の選定及び解職について
- 第3号議案 業務運営会議構成員の委嘱について
- 第4号議案 その他

6 議事の経過概要及びその結果

16時40分に開会、事務局から本日の出席理事は14名で、理事総数19名の過半数に達しており、定款第42条の規定により本理事会が成立する旨報告した。

定款第41条の規定に基づき赤岡会長が議長となり、本日の議事録の署名について定款第45条に基づき、代表理事の赤岡会長と出席監事の八木 武人氏、改発 康一氏及び山本 亨氏にお願いして議事の審議に入った。

- 第1号議案 理事会運営規程等の変更について  
事務局から理事会運営規程等の変更内容について、配付資料に基づき説明を行った。  
議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。
  - 第2号議案 代表理事、業務執行理事等の選定及び解職について  
事務局から第4回総会において、理事の選解任が了承されたことから、定款第27条に基づき、代表理事及び業務執行理事等について、配布資料により説明を行った。  
議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。
  - 第3号議案 業務運営会議構成員の委嘱について  
事務局から業務運営会議構成員のうち4名が退任すること、及び代表理事及び業務執行理事の変更があったので、業務運営会議規程第3条第2項に基づき、後任の構成員等として業務運営会議構成員名簿（案）により委嘱することの同意を求める旨説明を行った。  
議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を議場に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。
  - 第4号議案 その他  
以上で提出された議案についての審議は終了したので、その他何にかないか各理事及び監事に諮ったところ、特に意見はなかった。  
また、事務局からの連絡事項等もなかった。
- 以上で、議長は、本日の議案審議の全部が終了した旨を告げ、17時00分に閉会した。

平成27年6月17日

代表理事 赤岡 隆夫

監事 八木 武人

監事 改発 康一

監事 山本 亨

○ 事務日誌抄

(H27. 4. 1～H27. 6. 30)

月 日	曜 日	時 間	委 員 会 名	実 施 場 所
4. 14	(火)	1300	平成27年度第1回船積危険品研究委員会	商船三井ビル4F会議室
4. 15	(水)	1200	第28回業務運営会議	商船三井ビル4F会議室
4. 27	(月)	1325	平成26年度明石海峡航行操船への津波の影響 に関する調査研究第3回委員会	ラッセホール
4. 28	(火)	1500	第28回月例会	こうべまちづくり会館
5. 11	(月)	1230	役員候補者評価委員会	神戸海難防止研究会会議室
5. 12	(火)	1300	平成27年度第2回船積危険品研究委員会	商船三井ビル4F会議室
5. 19	(火)	1200	第29回業務運営会議	商船三井ビル4F会議室
5. 19	(火)	1500	第29回月例会	こうべまちづくり会館
5. 22	(金)	1330	平成27年度近畿・四国地方海難防止強調運動 推進連絡会議	神戸第2地方合同庁舎 1F会議室
5. 27	(水)	1330	第10回理事会	メリケンパークオリエンタルホテル
6. 9	(火)	1300	平成27年度第3回船積危険品研究委員会	商船三井ビル4F会議室
6. 17	(水)	1500	第4回通常総会	メリケンパークオリエンタルホテル
6. 17	(水)	1640	第11回理事会	メリケンパークオリエンタルホテル

## ○ お 知 ら せ

2015年7月16日～31日の間「海の事故ゼロキャンペーン」が実施されました。

**重点事項3 ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保**

万が一海上に転落した場合、①海上に浮く②速やかに救助要請という2点が必要不可欠です。

1 ライフジャケットの常時着用 2 連絡手段の確保 3 海の緊急通報

海上保安庁へのお問い合わせは、最寄りの官署へ

第一管区 海上保安本部（小樽）電話 0134-27-0118  
第二管区 海上保安本部（奄美）電話 022-363-0111  
第三管区 海上保安本部（横浜）電話 045-211-1118  
第四管区 海上保安本部（名古屋）電話 052-661-1611  
第五管区 海上保安本部（神戸）電話 078-391-6551  
第六管区 海上保安本部（鹿児島）電話 082-251-5111  
第七管区 海上保安本部（北九州）電話 093-321-2931  
第八管区 海上保安本部（舞鶴）電話 0773-76-4100  
第九管区 海上保安本部（新潟）電話 025-285-0118  
第十管区 海上保安本部（鹿児島）電話 099-250-9800  
第十一管区 海上保安本部（那覇）電話 098-867-0118

JAPAN COAST GUARD

**海の事故ゼロキャンペーン**

海では安全が一番大事。  
海の事故ゼロを目指しましょう!!  
2015年度ミス日本選手  
大河原都子

2015 7/16～31  
全国海難防止強調運動  
海難①への願い

監修：海上保安庁 「全国海難防止強調運動」実行委員会  
監修：防災・減災課 水難対策室 水難防災課 防災情報課 防災監視課  
監修：海上保安庁 第二管区 横浜海上保安部 第三管区 横浜海上保安部 第四管区 横浜海上保安部 第五管区 神戸海上保安部 第六管区 鹿児島海上保安部 第七管区 北九州海上保安部 第八管区 舞鶴海上保安部 第九管区 新潟海上保安部 第十管区 鹿児島海上保安部 第十一管区 那覇海上保安部

**重点事項1 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進**

海の事故で一番多いのが衝突、その主な原因是「見張り不十分」や「不適切な操船」です。

① 常時適切な見張りの徹底  
「居眠り運航」や自動操舵任せで見張りをおろそかにせず、常時適切な見張りを行いましょう。

② 船舶間コミュニケーションの促進  
早期に船舶間のコミュニケーションを図り、相手船の動きを把握することで、適切な操船を行いましょう。

● 早めに相手船にわかる  
やさしい動作をとる  
● 國際VHFや汽笛信号などを  
活用する  
● AIS情報を活用して正しい  
情報の入力

なんといっても  
見張りが重要です!!

**重点事項2 プレジャーboroの  
発航前点検の徹底**

発航前点検を  
しっかりと!!

プレジャーboroによる事故は全体の4割以上、特にエンジントラブルによるものが増えています。

● 燃料  
● エンジンオイル  
● バッテリー電圧  
● 冷却水など

の発航前点検を確実に行いましょう。